

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月15日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 3時48分 散会

付託事件

議案第4号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第20号，議案第26号
中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款
中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表
債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第27号，議案第34号，議案第35号，議案第36号，議
案第40号，議案第41号，議案第43号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び
第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款
中文教福祉委員会所管分

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- ② 議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑧ 議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑨ 議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算
- ⑩ 議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑪ 議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑫ 議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について

⑬ 議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について

⑭ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（3名）

議長	田口米蔵君	議員	安藏栄君
議員	松本勝久君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防次長兼 北消防署長	小泉直紀君	消防本部参事	鈴木豊君
消防本部参事	小川喜実君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
幼児教育課長

鈴木 功 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼内原
中央公民館長

五上 義隆 君

総合教育研究
所 長

萩谷 孝男 君

学校管理課長

鎮目 英俊 君

学校保健給食
課 長

大和 敦子 君

学校施設課長

埴 敏之 君

生涯学習課長

大澤 秀樹 君

歴史文化財
課 長

白石 嘉亮 君

中央図書館長

松本 崇 君

総合教育
研究所副所長

小川 佐栄子 君

6 事務局職員出席者

議事課長 永井 誠一 君

書記 矢吹 友鏡 君

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第4号ほか13件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか13件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けておりますので、これより、各議案について順次質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 質問させていただきます。

昨日、制定理由の説明で、全ての障害者が意思疎通手段についての選択の機会が確保されるようにすべきであるということで、この条例制定を機にそうした環境が充実することを私としても望みながら、幾つか質問をさせていただきたいと思うんですが、第2条に定義というものがあります。意思疎通手段の種類として、手話を含む言語、文字表記、点字、音声、平易な言葉等があります。あわせて意思疎通手段——それらを支援する人たちとして手話通訳者や要約筆記者等が列挙されているんですけども、現在の水戸市におけるこうした環境というのは、どの程度整っているのかということをお聞きしたいと思います。

そうした障害をお持ちの方が、そうした手段を希望した場合に、不足なく提供ができているのか、そういった現状をまずお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

意思疎通支援者といまして代表的なものといしまして、手話通訳者、要約筆記者並びに点字奉仕員等がございます。手話通訳者につきましては、平成29年度実績で20名でございます。要約筆記者につきましては、同じく29年度実績で市内に13名ほどございます。それと、点字奉仕員につきましては、市内に限ったことではないんですけども、茨城県視覚障害者協会のほうで把握している点字奉仕員といまして83名ほどの登録をいただいているという状況でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、手話通訳を希望される方がそうした支援者を連れて、例えばどこかの講演会ですとか、いろんな場面に出ていくというようなことがあるんだろうと思うんですけど、そうした場合は基本的にボランティアなのか、それとも何か報酬的なものがあるのか、また、その要請数に対して、今おっしゃった人数で充足しているのかというあたりはどうなんでしょうか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

手話通訳者、要約筆記者に限りましては、派遣事業がございます。こちらは1時間当たり、単価といたしまして3,000円に決まっております、その単価に基づいて要約筆記者並びに手話通訳者の方に、それぞれの要望、需要に応じまして派遣を実施しておりますところでございます。

平成29年度実績の派遣状況でございますが、手話通訳者に限りまして299件、要約筆記者に限りましては40件というような派遣状況になってございます。御申請いただいた派遣につきましては、お断りするような状況はございませんので、現状のそれぞれ登録いただいている奉仕員の方々に需要を満たしている状況であると考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 大体わかりましたけれども、今回、この条例をつくってさらに推進しようということなわけで、そうしますと、基本的にそうした支援者も当然お年を召されるわけなので、不足のないように支援者を日常的に養成するということが当然必要になってくるんだと思うんですが、そうした環境を何か拡充する方策があるのかということと、それから、A4横版の水戸市の当初予算の概要というのを議案と同時に、私たちいただいておりますけれども、その中で、コミュニケーションボードを購入したり、点字メニューの作成をする事業者等を支援するということが100万円の予算が平成31年度予算に入っているようなんですけども、市役所として具体的に、そうした障害をお持ちのお客さん、市民も来庁を当然するんだというふうに思いますけれども、そうした環境を率先して充実するというような具体策として何かあれば、計画をお示しいただきたいと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

手話通訳者、要約筆記者につきましては、既存の派遣事業につきまして予算の規模を拡大してまいりまして、より多くの派遣の申請に対応してまいりたいと考えております。あわせて、意思疎通支援の部分で予算を要求させていただいております、その中で窓口担当課等への筆談ボード等の設置を考えておるところでございます。あわせて、事業者への意思疎通ツール、これは点字メニューですとか、同じようにコミュニケーションボード等でございますけれども、コミュニケーション、意思疎通に関する部分といたしまして予算を要求させていただいておりますところでございます。

意思疎通の部分とは別に、障害の状態に応じまして、合理的配慮を提供する事業者の方に対する助成事業といたしまして、別枠で予算を要求させていただいておりますところでございます。ですので、意思疎通支援の部分とその他の事業者等への助成事業ということで、2段階で予算要求をさせていただいておりますところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

合理的配慮のほうでは、確かにスロープとか手すりを設置する事業者支援としての160万円の予算が計

上されているようですので、その点もあわせて理解をいたしました。

市役所が当然率先してやるんですけれども、市民の責務だとか事業者の責務というものも、第5条、第6条というふうを書いてあるわけですね。レストランに行ってメニューがわからなかったり、メニューは文字としてはわかっても、どういうものなのかわからなかったりというようなことは当然起きると思うので、そうした形で、その事業者がこの条例制定を受けた、そういったコミュニケーションボードなり、いろんな形での手段の充実というものをどのように周知していくのかということになるんだと思うんですが、その具体的な方法というのは何かお考えがあるんでしょうか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

条例の施行に伴いまして、周知啓発等に関しましては、周知啓発のためのパンフレット並びにチラシ等を作成してまいる予定でございます。

また、事業者の方に対しましては、商工会議所等と連携をいたしまして、条例の内容に伴う周知の徹底に努めてまいりまして、助成事業の利用の促進並びに障害者の方を雇用した場合に御配慮いただく内容につきまして、丁寧な御説明をしてみたいと考えております。

○田中委員 私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回、この条例を制定するということは大変すばらしいことだと思うんですが、前もお話ししましたとおり、今年は国体が行われて、その後、ゆめ大会——いわゆる障害者スポーツ大会があるということで、障害の特性にもよりますけれども、多くのそういった関係の方が来る、そういった時期でございます。

水戸市は観光の地として、もちろん県の施設もありますけれども、多くの方にそういった施設等を、ぜひ来た際には来てもらいたいんですけれども、今回のこの条例制定に応じて、環境の整備ということもこの施策に関する規定のイですか、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に即する環境整備ということであつてはいるんですけれども、この新規事業を見ると、今お話があったこの2つですか、当初予算の概要で見ると、障害者に対する合理的配慮の提供支援と、第4番目の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進の事業ということ。これ以外、何かソフトないしハードで、今回条例に伴ってやるものがあるかどうかというのを伺います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいま御説明いたしましたのは、条例に基づきます意思疎通支援の部分の助成制度でございます。それとは別に、障害をお持ちの方の合理的配慮を提供する助成制度といたしまして、折りたたみ式スロープの購入ですとか、あるいは簡易スロープ、手すり等の設置などに対する工事の施工を、その部分で条例とは別に、合理的な部分で予算を要求させておるところでございます。

委員御指摘のように、国体ですとか障害者スポーツ大会で、多くの方が御来場いただきますので、そういった意思疎通以外の部分の合理的配慮の部分で、より民間事業者の方々にスロープ等を御準備いただくこ

とによって、多くの障害者の方をお迎えいただけるような、条例とは別の制度設計を予算要求させていただいておるところでございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 それは、この予算書の中には反映されているんですか。

もしかして、これ所管のあれが違う……

今、補足の説明と、あと、そちらじゃないかもですけれども、今のはあくまでも施設の話じゃないですか。水戸市としてのインフラの中でのそういった整備というのは行われるのか。いわゆる水戸駅の、例えばデッキとか道路とかありますよね、いろいろ。水戸市の公共施設もそうですけれども、道路インフラも含めて、そういったものも行われるのかというのを聞いているんですけれども。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 全体的な施設のインフラになりますと、私どもの所管ではなくなってしまうんですけれども、あくまでもその事業者の方が、障害者の方が利用しやすい環境づくりを促進していただくための助成制度を福祉部門で創設をしたところでございます。

主な事業のところでも、障害者に対する合理的配慮の提供支援ということで260万円の予算要求をさせていただいておるところございまして、それとは別に、意思疎通に応じた意思疎通手段の利用促進事業ということでの助成事業を100万円という額ですけれども、2段階で要求をさせていただいておるところでございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん、それはわかります。書いてありますから。

じゃなくて、私が言っているのは、施策に関する規定で環境の整備ということをやっていますよね、イで。

おっしゃったうちの民間事業者にそういった施設利用の、いわゆるユニバーサルデザインというか、そういったものを促進するというのはわかるんですけれども、水戸市として、いわゆる水戸市が所有しているインフラとして、そういったものも何か行われるのかという、これも課長のところの所管じゃないかもしれませんが、関係としては基本はこの条例をもとに行うはずだと思いますので、そこがあるのかどうかというのを伺っているんですけれども。

○高倉委員長 木本委員、意思疎通手段の利用の促進に係る、それに関する環境整備……

○木本委員 そう。だから、ここの(4)施策に関する規定で、イに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する環境の整備の部分に関して、その部分に関してそういったものがあるのかと。

○高倉委員長 ここの意思疎通の部分ですね。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

第8条の部分で、その障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に係る環境の整備というところに関してでございますが、ここは手話通訳者の派遣の拡大ですとか、あるいは意思疎通手段としての筆談ボードですとか、点字メニュー等について、それらを設置することによって環境の整備を図っていこうということ

ろでございますので、全体的な市の施設に対しての整備等については含まれていないような状況でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ごめんなさい。私の言おうとしているのが多分、極めて広義的な意味で言っているもので、課長が言っている説明が極めて特定したもので、多分そこがかみ合っていないかと思うんですけども、ただ、さっきスロープ云々といったのもインフラの考え方の一つだと思っているので、そういったものが意思疎通手段の、彼らが行動する上での一つの大事なインフラなのかなと思ひましてやったんですが。

わかりました。じゃ、逆に聞くと、今回はこの2つが予算として260万円と100万円がありますけれども、今後これを制定していくに当たって、段階的に多分、発展的な条例になっていくのかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに、今後これはどういうふうに発展していくかというのは、どういうところをお考えですか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、条例を制定することによりまして、条例の内容に必要な財政上の措置を講ずることを条例に明記しておりますので、今後、関係各課と新たな施策につきまして情報のやりとりをしながら、新たな施策を展開してまいりたいと考えております。

○木本委員 新たな、そこが何なのかというのを聞いている。どういったものを想定しているのかと。

○平澤障害福祉課長 続けて、すみません。

これから考えていく新規の事業といたしましては、今現在、小中学校等で手話の体験講座等、ボランティアを派遣することによって行われているような状況もございます。そういったものを、より拡大してまいりような考えを持ったりもしております。

もしくは、例えば今現在、議会傍聴等で手話奉仕員を派遣している状況等がございます。それを拡大するようなことで、議会中継ですとか、本会議における手話通訳の設置等、そういった新たな事業等については、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。ぜひ。

ちょっと角度を変えて、最後聞きたいと。

意思疎通手段の促進ということで、今は余り想定されないかと思うんですが、これから、例えばインバウンドですとか、かなり外国人が来たときに、仮にそういう方が来た場合は、例えば手話とかその他のあれは、やはり言語の違いはかなりあるものなんですか。手話の話、日本語と英語の手話の違いとか、そこら辺、参考までにちょっと教えてください。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に、日本の聾啞者が使っているものは日本手話と呼ばれるものでございます。これは、我々が通常、音声の日本語でしゃべっているものと全く違う文法等で、聾啞者同士で話をしているような状況でございま

す。

それが英語圏におきますと、やはり英語圏の手話等がございますので、全く一致といえますか、また別のものになる状況ではございますが、ただ、基本的にジェスチャーといえますか、顔の表情ですとか、身振り手振りの部分がありますので、そういう点で全く通じないというわけではないというような研究結果が出ているところでございます。ですので、ある程度のところでは通じる部分もあるというふうに伺っております。

○木本委員 わかりました。

○高倉委員長 ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 この問題、ちょっと時間とりすぎちゃっているのかもわかりません。

ちょっと1つ言いたいのは、要は、請願から1年かけて、こういうふうな条例ができましたよということについては評価したいと思うんですよ。

ただ、1年かけてやったわりには、例えば保健福祉部が提案はしているけれども、水戸市の条例なんですよ。水戸市の条例だということは、水戸市全体の公共施設等についても、例えば事業者等に対する支援、この辺の問題を、やっぱり水戸市としてもやっていっていただかないと。ここに書いてあるのは、例えば水戸市のことをうたっていないわけです。この条件こそ、やっぱり全庁横断的に、例えば消防本部行ったときにそういう設備、きちんとそういうことができるんですか。偕楽園に行きました、そういうことがあるんですか。これができて、初めて水戸市の条例として生きてくるので、確かに保健福祉部さんの中では、こういうふうなことをつくって一生懸命やっていますよという、その熱意はわかる。

しかし、水戸市の条例として、この合理的配慮に対する問題を条例化しようとしているときには、やっぱり全庁横断的な角度の中から、学校施設も全て、市民センターも全てがこういうような配慮がなされるということが前提にあって条例ができるんだというふうに思うので、これについては、副市長さんも見えていますからお聞きいただいているとは思いますが、やっぱり水戸市の条例としてこれを提案する以上、水戸市はもう既にこういうふうなものについてはインフラ整備をきちんとやっていくんですよ、年次的にこういう計画になっていますよ、こういうことまでいっていないと条例の意義がない。格好だけつけているだけになっちゃう。そういうことではなくて、やっぱり、この条例を今回可決させていただいたとすれば、もう既に行政のほうでも補正なり何なりを組むなりして、計画がないところについては、しっかりとこういうインフラ整備もしていくんだ、こういうふうなことでやっていただかねばならないということだけ、答弁いいですよ、お話しておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

綿引副委員長。

○綿引副委員長 すみません。

今、袴塚委員からお話があったように、まずはスタートを切れたということには大きな評価をしたいと思っておりますが、一点、ちょっとお伺いをしたいのが、先ほど田中委員の質問の中で出た100万円の予算の中で、コミュニケーションボードであったり、点字メニューというところがありましたけれども、この今の時代の流れのところ、ある程度IT関係の機器を使っていく方向に今後は流れていくのかなと思うん

ですが、そういったものは当初予算では考えてはいるのでしょうか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、新たに窓口にタブレット端末を1台予算要求させていただいておるところでございます。それは在宅においてになる聴覚障害者の方が、最近はスマートフォンをお持ちの方が多くおいでになられますので、スマートフォンと市役所にありますタブレット端末の画像転送を使いまして、在宅にしながら、わざわざ本庁においてにならなくても、例えば文書が届いたり何か御質問があるような場合は、画像の回線を使っていただいで、お問い合わせをいただいたりという、そうしたタブレットに対する予算要求をさせていただいておるところでございます。

それと、コミュニケーションボードにつきましても、やはり電装化されているものがかなりございますので、単純な書いて消してしまうというものだけでなく、ある程度記録が残ったりですとか、そういう新たなデバイスについて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高倉委員長 綿引副委員長。

○綿引副委員長 ありがとうございます。

数年かけての過渡期の部分だというふうに私は認識をしておりますので、ぜひ促進をする方向で考えていただきたいと思えます。

それで、第9条のところを読ませていただいで、今のに関連するところなんですけれども、手話言語の普及ということではありますけれども、今、手話を使われている方は問題はないとは思うんですけれども、今小さい子、今後生まれてくる障害をお持ちになるお子さん等は、もう時代上、ITに頼っていく関係にはなっていくと思うんです。

今の現状でお答えをいただきたいんですけれども、関係する団体、特に手話の関係の団体のところで、手話を広めていくというか、現状のままに置いて、その後、ITというものにニーズを感じているのかどうか。それとも、並行して、まだまだ手話は普及のほうで考えているのか、ちょっとその意向を市としてどういうふうに確認をしているのか、お答えをいただければと思えます。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市聴覚障害者団体を含めまして、6団体ほど手話通訳者、要約筆記者等の団体がございます。やはり、今現在、メールがかなり進歩しているところがございますので、以前はなかなか、我々が行っているような電話のやりとりというのは、聴覚障害の方となかなか難しかった状況がございましたが、メールで手話通訳者と聴覚障害者の方がやりとりするというケースが非常にふえておりまして、そのあたりは以前と比べますと進歩している状況でございます。

今後はそのあたりを、今度は顔を見て、より細かなやりとりができるようにというふうに団体は考えているという状況でございます。

○高倉委員長 綿引副委員長。

○綿引副委員長 ありがとうございました。

ニーズの把握をきちんとしていただきたいということが要望でございますので、障害のある方のニーズが徐々に変わっていくということを、きちんと水戸市としても状況把握していく、理解をしていく。その上で、先ほど、前の話に戻りますけれども、きちんとIT機器に関する予算なんかも今後は段階的につけていく。

そのためには、もう始まる段階のところである程度、5年後、10年後のところを想定していかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺も含めて、今後、御期待をしておりますのでよろしくお願い致します。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 1点だけ質問をしたいと思えます。

この条例改正の趣旨の説明では、今まで災害弔慰金の支給等ということで、いわゆる災害を受けた被災者が災害援護資金を借りた場合の返済のルールの話であります。今までは、必ず保証人を置いて年利3%の利率もあったと、これを東日本大震災のときの条例に合わせて、保証人を立てなくてもよいと、ただ、その場合は1.5%の利率にするということでした。保証人を立てる場合は無利子になると、こういうことなんです。要するに聞きたいのは、災害援護資金の貸し付けというのは、いろんな被災のレベルによって借り入れる額が違ふだろうと思うんですけども、例えば、上限いっぱい借りた場合に利率が下がることによって、保証人を立てれば無利子なんです。1.5%になることによって、どれだけ負担が減るといふようなことになるのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

災害援護資金の貸し付けにつきましては、償還方法として元利均等償還となっております。償還期間中は元金と利子を合わせて同じ金額を償還することになります。上限350万円となっておりますけれども、仮に貸付金が100万円で、返済期間が7年の元利均等償還、利子が3%だった場合には、7年で償還した場合には還付金として100万円、そして利子分として12万3,541円となります。これが利子が1.5%の場合には還付金分として100万円と、利子分として6万890円となり、6万2,651円が軽減されるということでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 いわゆるマル福制度，子どもの医療費，医療を受けた場合の自己負担の軽減策として，ゼロ歳児から18歳——中学生までは入院も外来もですが，いわゆる高校生相当の18歳までは入院だけですけれども，マル福の対象になっていると，しかしながら，所得制限がずっとあったために，かなりの世帯，お子さんは対象外であったということで，今回それが撤廃されることは，非常に待ち望まれていたことなので歓迎したいと思うんですが，今回，参考資料を追加で出していただいた，この4ページに，対象が拡大する人数の見込みとして，小学生1,800人，中学生1,300人，高校生相当1,400人ということで，合計4,500人というふうになっていますが，まず聞きたいのが，これまで所得制限で外れていた世帯というのが相当あるわけですね。今回，これ10月からですけれども，その人たちには自動的にマル福対象に切りかわると，特別な申請は要らないということで理解してよろしいのか。その点はどうなんでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

現在の制度において，合致する方で未申請の方につきましては，申請が必要となってまいります。ただ，申請をされて，所得制限を超えているために現在は認定されていない，この方につきましては，既に申請をされている方につきましては，申請の必要がございません。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっとややこしいなと思いましたが，お子さんの数は4,500人ですけれども，該当する世帯数というのはどれくらいなのかということもあると思うんですが，それはわからないんですか。難しいですか。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 はい。

○田中委員 わかりました。

過去に所得制限がかかるか，かからないか，わからないから申請はしようといって，かかってしまった人は申請しなくてもいい，今回。最初から，うちはだめだろうと諦めていた人は申請していないわけですから，申請しないとしないということになりますか。

ただ，基本的に18歳までの入院は全ての方が対象になるというふうに，僕は理解しているんですけれども，要するにそういうことじゃないんでしょうか。そうすると，要するに皆さんがこのマル福の対象になるというふうに理解すればいいのかなと思っていたんですが，その点はどうなんでしょうか。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の18歳までのお子さんのいらっしゃる御家庭のうち，現在の要件，あるいは改正後の要件等にかかわらず，現在までに申請をされていない方につきましては，申請の必要がございます。それで，現在の所得要件で申請したにもかかわらず，現在は未認定になっている方につきましては，申請の必要がございませんので，この方については改正前に認定証をお送りする形になるかなというふうに思います。

また，今回，所得制限がなくなったので申請の必要がないんじゃないかというような御質問かなと思うん

ですけれども、制度の中で県の補助事業を活用しておりますので、そちらに該当するかどうかの判定等の必要もございますので、あくまでも、本事業につきましては申請に基づき認定をするということで考えてございます。

○田中委員 そうなんですか。

外れる人というのはどういう場合なのかなというのがちょっとわからない。あくまで制度が申請主義だからという理解なんですか。つまり、そうすると所得制限以内で本当は該当する人も、申請しない場合にはマル福になってなかったというケースも考えられるということになるんですけれども、そういうことなんですか。

全員が対象ならば、何でわざわざ申請させるのかというふうに思うわけですが、例えば新しく赤ちゃんが誕生して、その方は今までは所得制限の家庭ならだめだったけれども、今度はみんな対象になるんだから、一々申請しなきゃいけないのかなというのが、そこがちょっとわからないんですけれども。

○高倉委員長 申請が必要な理由ということですね。

○田中委員 そういうことです。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 本事業につきましては、基本的には県の補助事業を活用してやってございますけれども、一部、市独自に拡大しているところもございますので、その関係で、判定をする意味でも申請が必要ということでございます。

〔「県の考え方と水戸市の考え方にギャップがあって、水戸市はオーケーしても県がだめだという場合がある場合には、水戸市が金を出すの」「県の補助事業に該当しない場合もあるんですか」「確認したら、県がだめだといった場合には水戸市が金を出すことだって」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 もう一度わかりやすく、その部分を答弁願えますか。

川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 すみません。

県の補助の対象といたしましては、所得制限を一部設けてございまして、例えば未就学児、あるいは小学生の入院外来、それから中学生の入院までにつきましては、県は所得制限を設けておりますが、今回は高校生の入院までを拡大したところがございますので、その部分で、県の未就学児の所得制限を超えている方、それから小中学生の入院外来の所得制限を超えている方、それから高校生の入院の所得制限を超えている方、こちらは市独自の単独事業として、今回補助することとしたものですから、その関係で判定をする意味で申請をいただくということでございます。

すみません。申しわけございませんでした。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね。県がすっかり所得制限をなくしてくれれば、こういうややこしい話にはならなかったと思いますが、そうしますと、申請しなきゃいけないということになると、今までも最初から――

最初の話に戻っちゃうんですが、諦めていて申請しなかった人というのも、割かしいるんじゃないかというふうと思うと、制度が変わったことを知らなければ、申請しないということになってしまうのではないかと、つまり、せっかく拡大してもということにならないのかと。結局、周知の方法というか方策ということになるかと思うんですけれども、その点は具体的にお考えのことはあるんでしょうか。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

制度の周知につきましては、広報みやとや水戸市のホームページに制度の概要を掲載して周知に努めてまいります。

また、今回の改正と合わせまして、18歳までのお子様のいらっしゃる御家庭のうちで、まだ申請されていない御家庭につきましては、申請書をお送りいたしまして、申請漏れのないように周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 申請をぜひ勧奨する取り組みは積極的にやってもらいたいと思います。

というのも、中学生とか高校生になるとなかなか余り病気になるというか、けがはするかもしれないですけれども、病気にかかる割合というのはそんなにないのかなというふうには思うんですが、そうすると必要性を余り感じていないと、申請しない場合、そのままいつてしまう可能性もあるのかなというふうには思うので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後、5,280万円——1年間で所得制限を撤廃した場合の、いわゆる影響額——影響額というのは、つまり市が持ち出す分という意味になると思うんですけれども、先ほど来、説明があった18歳までの高校生相当については入院だけと、あと一つだけ残っているのは高校生相当の外来というふうになると思うんですけれども、これをやれば年齢的にはすっきり、入院も外来もゼロ歳児から18歳未満までというふうになると思うんですが、それをやった場合というのは、どれぐらいの影響額が出るでしょうか。そんなに大きくない額であれば、そちらに踏み切る時期も近くできるんじゃないかという期待を込めて伺うんですが、いかがでしょうか。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 高校生の外来まで、所得制限を設けずに拡大した場合の影響額でございますけれども、年間で約8,300万円というふうに見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それは、今の5,280万円とは別にですね。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 ただいま申し上げました年間で8,300万円の影響額につきましては、今回の改正とは別に新たにふえるものということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それにしても、大きな話になっちゃうんですけれども、他県と比較すれば、例えば群馬県なんかは18歳まで完全に無料化ですね。自己負担もないということで、これは県がやっているわけなんです、

そういう点でいうと、茨城県が主導してもっと拡充してもらいたいという、もちろん考えはあるんですけども、水戸市としてそういう、今申し上げた高校生相当の外來、マル福で所得制限の撤廃ということについては、今のところどうなんでしょう。具体化するお考えは検討中なのか、まだなのか、その点はどうなんでしょうか。最後、それだけちょっと聞きたい。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 さらなる拡大への考え方という御質問でございますけれども、今回、高校生までの入院につきまして所得制限を撤廃したところでございまして、10月の実施に向け、現在準備しているところでございますので、さらなる拡大につきましては、今のところまだ検討をしていないという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これは保育料、ゼロ歳から2歳、3歳未満ですね。全階層を軽減して、階層も10階層を13階層にふやすということです。

全階層で下がるのは、もちろん賛成なんですけれども、国が3歳から5歳を無償化することと連動しているというか、そういうことになるんだと思うんですけども、この3歳未満を軽減することについて追加資料をいただきました。10ページに出ていますけれども、階層ごとに軽減する人数、これ全部足しますと2,600人というふうになるんですが、まずもって、例えば1万2,000円を1万円に下げる階層があったり、5万7,000円を5万2,000円に下げる階層があったり、階層によって引き下げ額がまちまちでもあるんですけども、まず、水戸市としての歳入減はこれによってどれぐらいと見込まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

3歳未満児の保育料の引き下げに係る歳入減でございますが、一月当たり約580万円ほどの保育料の歳入が減りますので、10月からですので、6カ月分ですので、約3,500万円の歳入減となります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、年間にすると大体7,000万円というふうに見込まれると思うんですけども、確か3歳から5歳の無償化にかかわる予算というのは、予算書で見ると6億4,000万円ぐらいだったと思うんですね。仮に、この3歳未満児を無償にした場合は、全部無償にしちゃうわけですけども、どれぐらいの予算が必要になるんでしょうか。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 3歳未満児を完全無償化としますと、3歳未満児につ

きましては、毎月約7,400万円ほどの保育料となっております。年間にいたしますと8億8,000万円、保育料の軽減によりまして、またそれがふえるということになりますと、年間約9億円ほどになると思われ
ます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 これはいろいろ議論があつて、一番保育料が高い3歳未満児までの分を、なぜ国が対象にしな
かったのかという議論がありますよね。3歳から5歳というのを、もちろん無償化するのはいいんですけれ
ども、お子さんを産んだばかりの若い世帯は収入がそんなに高いわけでもないわけで、そういう点では、一
番高い保育料のかかる部分については市町村任せというこの構造も、やはり本来的には国の責任で無償化す
べきだったんじゃないかというふうに、私としては考えるところですが、いずれにしても、今おっしゃった
ような形で今回、一歩前進するのはいいことだと思うんですけれども、具体的な保育料の設定のことについ
て若干お聞きしたいと思うんですが、全階層、確かに引き下がっているんですけれども、所得が低いほうか
ら高いほうへ数字も上がっていく階層区分になっていますけれども、例えば3階層ですと1万2,000円
が1万円になります。それから、6階層が2分割して3万円が2万6,000円になります。これは
4,000円減で、県庁所在地の中でも一番高かった5万7,000円の9階層は5万2,000円と5万
4,000円というふうに、5,000円下がる部分と3,000円下がるというふうになって、つまり、ど
ういう意味でこの新保育料が設定されたのかなということなんです。

県庁所在地とか中核市の比較をした全国比較というのがありまして、せっかく下がるのに余り文句は言い
たくないんですが、宇都宮市でいえば、例えば今回の4階層に当たる部分でいいますと、水戸市は今回1万
4,000円になりますけれども、宇都宮市の場合は1万3,000円だったり、あるいは、5万
7,000円の階層は宇都宮市の場合は5万1,000円だったりというようなことで、新保育料よりも大分
少ない、北関東のいわゆる主要都市で見てもあるんです。そういう点からいうと、今回のこの設定の考え方
としては、どういう水準でというふうな意味があるのか、その点をお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の3歳未満児の減額につきましては、やはり階層間で一番差の大きかった8階層から9階層の部分
を5,000円の減額とすることでメインにしております。

そのほか、国の基準の約7割から8割というようなことで、国は8階層だったんですけれども、水戸市の
ほうとしましては、さらに細分化いたしまして13階層ということで進めております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

また、これも先ほどと似たような話になるんですが、10月1日から施行というふうになりますが、そう
しますと、4月当初から入所する方や年度途中から入る方や、いろんな方がいると思うんですが、所得に
よってというか、全員が払っているから下がるということになると、改めて所得の調査なり申請というふう
なことになるのかなと思うんですが、そういった点は問題なくできる見通しなのか、その点をちょっと聞き
たいと思います。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 保育料につきましては、前年度の所得によって保育料が算定されます。その見直しというのが、毎年10月に見直していますので、10月までは前年度の所得を基準に、暫定という形でやっています。年度の所得が決まりましたら、その暫定値から安くなる人、高くなる人が決まりますので、その作業が半年間、10月まで続くわけでございます。

今回、10月の無償化ということになりますので、本来は10月なんですけれども、そこを9月ということで国のほうと調整をしているところでございます。

○田中委員 わかりました。よろしいです。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。

ゼロ、2枠の無償化を質問をさせていただいて、あえなく沈没してしまったんですが、ちょっとここで伺わせていただきたいのは、3、5枠は無償化ですよと、ゼロ、2枠は有償ですよという、こういうことですよね。

まず一つ、今、田中委員さんがおっしゃっていた13階層に分けたときに、大体2,000円から4,000円、6,000円、1万円、8,000円、こういうふうな区分けの差があるんですよ。一般的に段階に分けるということになると、例えば4,000円刻みとか、そういうふうな刻み方が一般的だと思うんですが、1万円から1万4,000円のところの差が4,000円、1万4,000円から2万円になって6,000円、2万円から2万6,000円になって6,000円、その次は2万6,000円から2万8,000円になって2,000円、こういうふうに、特にこの9段階から10段階は1万円の差があるわけですね。これは何か理由があるのか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、一番考えていたところが8階層から9階層の差が1万2,500円というのがあったものですから、そこを一番軽減というか、平準化しなくちゃならないということから考えまして、そのほかにつきましては、例えば6階層を2つに分けたものにつきましては、所得割の額が6万3,000円から7万7,101円、こちらにつきましては国の多子世帯の、ちょうど世帯の所得額が変わるところでございましたので、その部分を分けております。

そういったことで、あとは今現在の保育料との兼ね合いで、財政課とも相談いたしまして、こういった金額ということになってございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 こういうふうなことになったということだから、これを容認はしますけれども、せっかく、こういう所得制限を緩和してやろうというときだとすれば、もう少し配慮があってもよかったのかなという気がするので、これだけは言うておきます。

もう一つは、2歳、3歳、5歳というのは、比較的手がかからなくなってきている。それから、産んで

1年間ぐらいは親元に置きたい、または育休等がとれるということだというふうに思うんですね。

しかしながら、職場復帰ということを考えると、やっぱり1歳児以降については、職場復帰しやすい環境でもあるし、また、職場でも待っている環境だというふうに思うんです。そのところが、やっぱり僕は今回の改正の中では、ちょっと配慮がなかったのではないかなというふうに思うんですが、まず3、5枠が無償で、ゼロ、2枠を有償にした、その最大の理由というのは何なんでしょう。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

3歳以上につきましては、国の施策として無償ということになっておりますが、ほとんどの児童が保育所、認定こども園、幼稚園のほうに通うということで、多くの世帯の負担の軽減が考えられると思います。

また、3歳未満児につきましては、やはり保育料が高く設定されておまして、本来ですと3歳未満児の保育料が無償になれば保護者にとっても経済的負担が軽減され、今の少子化等に歯どめがかかるかと思われまます。3歳未満児につきましては、さらに保育料が高いということで、財政負担のほうも多くなりますので、こちらにつきましては段階的にはございますけれども、やはり国に対しまして、無償化の働きかけをしてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 要は、父母負担軽減をして、産み育てやすい環境をつくろうという、そういうことがこの趣旨だよ、狙いだよ。

やっぱり一番お金がかかって、そして手間がかかる、こういうふうな状況のところを軽減してあげないと、一億総活躍社会、女性も外に出て輝け、輝けと安倍首相が言ったって、こういうふうなところに手厚い補助をしないと、なかなか働く機会というのは、3年もたったら会社は当てにしないよ。市役所とか官庁ぐらいだよ。3年も休んでいって出てこられるのは。一般の企業ではそんな悠長なことをやってられないのが一般的だと思うんですよ。だから、そこを手厚くしないと、なかなか難しいですよ。

したがって私が言いたいのは、いわゆる水戸市で、例えばゼロ、1枠はいいですよ。1歳から2歳の間ぐらいはせめて無償化に踏み切ると、このぐらいのことをやらないと、水戸市長は一丁目一番地と言っているんだから、子育て支援を。そういうことを言っておきながらそこに手を入れられないという、政策の貧困だと思うよ。何を考えてこんなことをやっているんだかわからないけれども、国がやるから水戸市がやるんじゃないんだよ。水戸市民をどうしたら元気にさせるかというのが、水戸市の行政のあり方なの。そのところを、国がやるから水戸市もやるんですよという考え方をしたらば、これは水戸市の行政なんか何も要らない、国の従属機関だもの。

そこに地方行政のあり方をどうするのかということを加える。そこに血を通わせる。こういった行政をしっかりとやっていくということが、水戸市の行政のあり方だと思うので、課長に言ってもしょうがないので、これは意見として申し上げておきますけれども、やっぱりこういう問題は、国がやるから水戸市がやるという考え方から、水戸市の子育て支援をどうするのかという、そのところを基点に考えていただかないと、政策的に余りにもプラスワンにならないというような政策になってしまいますよと、こういうことだけ言っておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 家庭的保育という、少人数の子どもを自宅等で個人が預かるという施設ですね。その食事の提供のルールについての改正という説明でした。これまでは自園調理——自分のところで作る調理を基本としていたものを、外部からの搬入も認めるというふうになっているわけです。

これまで、5年間の特例を認めていたルールを10年に延長するという改正ですけれども、まず、水戸で家庭的保育というのは、実態としてどれくらいあって、自園調理がなされているのかどうなのかという点を聞きたいと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

市内の家庭的保育事業者は、今、7カ所でございます。そのうち、6カ所が自園調理を行っており、1カ所はお弁当持参という形をとっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そこに通うお子さんというのは、何歳児がどれくらいというのはわかりますか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、家庭的保育事業につきましても、ゼロ、1、2歳の児童になっております。

申しわけございませんが、ちょっとその内訳は手元にはございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 1カ所当たりの預かる人数というのは、どれくらいでしょうか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育事業で預かれる人数につきましては、家庭的保護者が1人の場合は3人まで、補助者がいる場合は5人までということで規定しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、ゼロ、1、2歳ということになるわけですが、少人数の施設ですね。そこにわざわざ外部参入というルールを決める趣旨がいま一つわからないんですが、基本的に自園調理にしていた趣旨というのはあったと思うんですよね。そこはどのような理由だったのでしょうか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育事業につきましては、原則が自園調理ということでございます。どうしても、預かる児童がゼロ、1、2歳ということで、小さなお子さんでございますので、アレルギー対策とか食中毒とか、そういったものに注意しなければならないということで、やはり

家庭的保育事業者が自分のところの台所、そこでつくったものを提供するということになっております。

緩和される理由といたしましては、水戸市ではないんですけれども、全国的に家庭的保育事業が始まった場合、6割くらいが、やはり自園調理がなかなか難しいということで、5年間で外部搬入も認められるというようなくくりができたものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、抵抗力の弱い小さなお子さんの衛生上の問題とかアレルギーとかアトピーとか、いわゆる口にはいけないものを食べてしまったら命にかかわるという事態もあるわけですよね。そうしますと、水戸市においては基本的にみんな自園調理ないし弁当ということであれば、わざわざこれを適用する——むしろ安全面からいうと余りふさわしくない緩和ののかなというふうに私は考えるんですけれども、その点はどうか考えたらいいでしょうか。水戸の実態は、この緩和ルールよりは進んでいるわけなので、それを適用する必要はあえてなかったのではないかというふうにも思いますが、その点だけ。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますけれども、家庭的保育事業につきましては、これまでも自園調理ということで指導をしております、今、1カ所だけがお弁当持参ということでございますが、こちら来年度からの自園調理に向けて、今準備を進めているということでございます。

実際、この省令のほうことができましたのが平成30年4月ということでございましたので、その条例ができた理由といたしましては、地方からの要望ということで、家庭的保育事業者のほうから、自園調理、それから代替保育等の緩和について要望があったということで、省令のほうで緩和策ができたということでございます。

水戸市におきましては、そういったことは今まで厳しい規格でやっておりましたが、条例のほうが行われましたので、それを受けて1年おくれにはなってしまったんですけれども、緩和策をつくったわけでございますが、これで全部なし崩しになるわけではなくて、その5年間という猶予期間も10年ということになりますが、今、全部が自園調理になるということでございますし、連携の視点としても、家庭的保育事業としては全部が公立の保育所ということでやっておりますので、緩和にはなりますけれども、市としては今までどおりというような姿勢でいきたいと思っております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 要するに、新しく家庭的保育事業者が、仮に今後出た場合でも、基本的に市の姿勢としては自園調理を指導するというふうに、今の答弁は理解すればいいでしょうか。ちょっとその辺がよくわからなかったんですが。

要するに、国のルールは水戸市よりも緩いというか、余り私としてはふさわしくないのかなと思ったんですけれども、その点は市の姿勢としてはどうなのかだけ最後に聞かせていただけますか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの質問でございますが、水戸市の姿勢としては今までどおりの制度でいきたいと思っております。

なお、この条例につきましては、代替保育施設からの食事の搬入がいいというわけではなくて、代替保育施設からの食事の提供もできるということです。基本的にはやはり自園調理ということでやってまいりたいと考えております。

○高倉委員長 ほかに。

木本委員。

○木本委員 ひとつ関連で、先ほど課長の答弁で、水戸は違うけれども、ほかの他県は6割ぐらいが自園調理は難しいと、だからそういった要望があって、水戸市もそういったものがあって、今回この延長に至ったということなんですけれども、逆に言えば、これをすることによってこの家庭的保育事業に対する参加を促すという、そういった意味もあるんですか。こういった事業に参加を促すという、そういった意味もあるんですか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

家庭的保育事業につきましては、水戸市は7カ所ありますけれども、さらに県のほうからはふやしてもらいたいというような要望もございます。

ただ、どうしても3人から5人ということでございますので、そして、3歳未満までしか入れないということで、なかなかちょっとふえないような状況でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですか。恐らく、県のほうがふやせというならば、一つの参考の話になるのかどうかわかりませんが、一つのポイントになるかと思えます。

いいです。わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 ちょっと数点、質問させていただきます。

家庭的保育事業の立ち上げのときから、私もいろいろかがわせていただいているところがあるんですけれども、今回は、この条例で改正内容として上げた部分というのは、国のほうの指針が変わったことによって、それに基づいて水戸市のものを変えたということですか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 国のほうで変えたもので、水戸市のほうでも変えたということでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 確か年に数回、その回数も教えていただきたいんですけれども、今現在、家庭的保育の事業を行われている方々の意見交換の場というのが確かあったと思うんですけれども、それはあるのかどうかと、あと、回数でいうとどのぐらいなのかというのは。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、全体が集まって打

ち合わせをするという機会は、今年度はちょっとまだとっておりませんが、幼児教育課の中に、家庭的保育事業を回る巡回の指導員をつけております。毎日、家庭的保育事業者のほうを回って、情報交換したり指導等を行っております。

さらに、家庭的保育事業者が保育できないような場合は、指導者がその家庭的保育事業者の家庭に行って保育しているような状況でございますので、情報交換につきましては、連携をとりながら今行っているような状況でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと聞く順番が前後しちゃったんですけども、現在は7カ所が事業を営まれているということなんですけれども、実際、家庭的保育事業を行うに当たっては資格が必要だったと思うんですよね。主たる方と、あとサブで入る方があったと思うんですけども、それは水戸市内では今、何カ所、何名というか、何事業所に対して許可を出しているかということですか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育者になる要件でございますが、要件といたしましては、保育士の資格を持っている方につきましては、子育て支援員の研修コースを修了した人、または家庭的保育研修を修了した方となっております。また、保育士資格を持たない場合につきましては、子育て支援員研修の地域保育コースと家庭的保育者認定研修、両方を修了した者、または家庭的保育研修と家庭的保育者認定研修を修了した者ということで規定されております。

家庭的保育事業7カ所につきましては、そちらを持っている方が、事業者をやっている方は7人、それに5人までの家庭的保育事業を行える場所が5カ所ありますので、指定につきましては、支援員さんがそれぞれ複数ついている状況でございます。

○小泉委員 その数、許可を持っている。許可というか、県の研修を受けて行おうと思ったら行える人の数というのはどれだけいるんですか。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育事業を行える人の数までは、まだ把握はしていないんですけども。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 県のほうの研修を受けて確か、要は事業をできますよという形になると思うんですけども、ただ、それを事業を起していないという方が確かいたと思うんですけども、その数が今どのぐらいなのかという、10幾つかとかじゃなかったでしたか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 県の家庭的保育事業の研修につきましては、確か年2回ほど行っていると思います。それにつきましては、直接、県のほうで行っておりますので、市を通さないうで申し込みができるものですから、市のほうとしては、何人いるかというのはちょっと把握できないんですけども、実際、家庭的保育事業をやりたいという方につきましては、今年度、2件ほど来ております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

7カ所に至るまでの推移はわかりますか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育事業の推移でございますが、ちょっと資料のほうが古くて申しわけないんですけども、平成23年度に1カ所ありまして、その後、年度内にできたり廃止したりという流れがありまして、現在は7カ所になっております。

その中で、今まで廃止した数といたしましては、4カ所が減っております。

〔「食事提供に関する条例だから」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 小泉委員、条例に関する質疑をお願いします。

○小泉委員 すみません。

僕が言いたいのは、この条例改正に関して、食事の部分が大きなハードルになっていたと思うんですけども、要は家庭的保育を行いたいと思って準備していた方とか、始めたけれども続かなかった方とか、あとは、今やっているけれども、いろいろな諸問題とかクリアしなくちゃならないハードルがちょっと大変だったり、主に家庭、まさに自宅でやっている方というのがほとんどだと思う。中には違う方もいるということも聞いていますけれども、要は水戸の現況を踏まえた上で、この条例改正に何か盛り込んだ内容というのはないんですか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、水戸市の現況について、この条例を変えたというところはありません。国のほうの基準の変更に伴って変えたということでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そこは、多分最低限の部分なんだと思うんですけども、僕が言いたいのは、やっぱり、先ほど袴塚委員も言われましたけれども、高橋市長にとっては一丁目一番地に近い部分がこの保育関係、子どもの事業関係だと思うんですけども、そういった部分で、やはりよりクオリティを上げるとか、また、事業者に関してのハードルが高い部分をより引き上げるためにも、こういう改正のときというのは、実情を踏まえて水戸市オリジナルの部分もやっぱり盛り込んでいくような形をぜひとっていただきたいというふうに思っております。国が変えたからそれを自治体でも変える、そんなのどこでもできるので、ただ、プラスアルファ実情を踏まえた上で質を上げる、そして、子どもたちは安全に預かることができるということによって、この事業がさらに意義をなしていくところだと思いますので、それによって、新しい事業を行う方に関してもいろいろ指針が出せると思いますし、それが水戸市としてのノウハウになっていくと思うので、その部分を、これは要望をして上げたいと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方についてでございますが、効率的に議事運営を進める観点から、款ごとに分けて質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 議案書②の132ページに、民生費、3項生活保護費があるんですけども、これは前年度比がプラス5.4%、全体で。ただ、生活扶助費自体は0.7%ということで、扶助費全体としては、いわゆる保護費自体は減っているけれども、生活保護費自体は総体的な予算としては上がっていると、確か人件費が何か上がったのかなということをお話いただいたと思うんですが、これはどういう意味、組織体制は強化するために予算はプラスして、ただ、実際の保護費としては、いわゆる下がってきているといった全体的な傾向と、経年的な変化を申し上げていただければと思います。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

事務費につきましては、職員が来年度、ケースワーカー2人、あともう一人、内部検査を担当する副参事を配置しますので、3名増加ということでふえております。

扶助費のほうでございますけれども、保護の世帯数はふえているんですが、昨年度の予算で見込んでいた数字よりも、実際伸びがそこまでは伸びなかったということで、それを踏まえての今回の計上になっておりますので、そういう意味で0.7%の減ということになっております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 組織体制の強化というのは、もちろん過去の反省を踏まえてということだとは思いますが、保護費自体は決して、いわゆる減っているという感覚ではなくて、保護世帯自体はふえているという、これはやっぱり高齢化の一端もあると。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 やっぱりそうですね。半分は高齢者ですよ。高齢世帯ですよ。

わかりました。そこがどういうふうな意味だったのか知りたかったので、わかりました。ありがとうございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「衛生費、全般、民生費」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 第3款の民生費。

田中委員。

○田中委員 また幼児教育課で恐縮ですが、議案書②でいえば127ページの保育所費になると思うんですが、予算の概要においても、保育所待機児童というものの解消というのをずっと言われてきました。なかなか減らなかったわけですが、ずっと100名を超えていたものが昨年4月には30名まで、もう少しかなという感触でいたわけですが、まもなく4月目前であります、この間、4年間で大体、3歳未満児を中心に1,500名程度、保育所定員がふえてきました。その成果として来年度はゼロというふうに見込んでよろしいのか。

今回の予算では、古い民間の保育所についての改築をして、定員をふやしてもらうという予算も組まれているように見えますけれども、増員と待機児童ゼロの関係についてはどのような予測をされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

待機児童につきましては、現在、平成31年4月の入所に向け入所調整をまさにやっているところでございますので、現時点で何名というのは、まだちょっと申し上げることができません。ただ、申し込みのほうにつきましては、やはり100名以上申し込みのほうにふえているのも現状でございます。ただ、施設の数といたしましても、定員ベースでいけば400名以上の施設の定員増を図っておりますので、今後、丁寧な入所調整を行いながら待機児童解消に努めてまいりたいと考えております。

○田中委員 400人ふやしたというのは、今年度までという意味でしょうか。今年度までに400人ふやしたという意味ですか。それとも、新年度予算でそれをふやすという意味ですか。

100名ふえているというのは、昨年と比べて申し込み者数が100人以上ふえたということですね。ちょっとどっちにしても何人になるか言えないんだと思うんですが、要するに新年度でふやす予定の定員というのはどれくらいなのか、もう一度確認したい。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本年4月1日での定員増でございますが、今年の4月1日現在になりますと、昨年、平成30年4月1日と比べまして、民間保育所が3カ所ふえますので270人、そして、小規模保育事業が9カ所ふえますので171人、合計441名がふえる予定になっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

待機児童がゼロになるように希望もしたいと思いますし、保育料の引き下げや無償化等の関係で入所希望者がふえるという予測もあるわけですので、そういった動向をぜひ見ながら取り組んでいただきたいと思います。あわせて、保育士の確保という点でいうと、就労支援として10万円掛ける80人、潜在保育士の就労支援という制度が既にあり、また、新卒保育士の就労奨励として、市内で働く保育士の確保のための新卒保育士に対する補助ということで2万円掛ける100人というのが、新しい予算として組まれているんですが、この設定の考え方というのは何かあるんでしょうか。支度金という位置づけなのかなという

ふうには考えますが、県南、さまざまな他市では毎月5万円出すような自治体もあったりして、そういったところと比較するとなかなか、よし、これならたくさん来るねというふうな感じになるにはちょっと少ないのかなという感触もしたんですけども、その点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度、新規に制度化します新卒保育士の就労奨励事業でございますが、新卒保育士として水戸市内の保育所に就労する方に2万円ということでございます。こちらのほうにつきましては、水戸市内近隣の保育士養成所、常磐短大であったり、茨城女子短大であったりというところでございますが、そちらのほうの卒業生の人数が、両方合わせて約230人でございます。そのうち、昨年ですと、水戸市内の保育施設に入った方が両方合わせて62人ということですので、もっと取り込もうということで、100人ということで予算のほうを計上させていただきました。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 新卒保育士ということは、つまり水戸市で働こうという意思を持った、それだけが条件ということで理解すればいいですか。居住地が、例えば別であっても構わないしということになるのでしょうか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市内の保育所に新卒として就労していただく方でございます。市内、市外は問いませんので、ただ、ちょうど来年の今ごろになってしまうと思うんですが、内定が出た時点で申請をしていただいて、平成31年度中に補助金を支払うということでございます。ですから、予算が通れば、もう31年度当初からPRを行いまして、市内の保育所のほうに就労してもらおうということで、働きかけを行ってまいります。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。

これ平成31年度の予算ですよ。で、31年度から就労ですよ。31年4月から就労していただく方は該当しないんですか。今の説明だと該当しないような説明をされたんですけども。そうすると、これは来年内定が決まった人は再来年じゃない、勤めるの。違っていませんか。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

勤める年度といたしましては、おっしゃるとおり平成32年度4月から勤める方でございます。31年度の人につきましては、もう内定してしまったので。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だって、今これ平成31年度の予算をやっているんだよ。この中で計上されていけば、31年度が該当にならなきゃおかしいじゃない。とった予算は誰が払うの。だって内定するというのは、勤めなければ、勤めるか勤めないかわからない人に払わないでしょう。だから来年の4月以降の人には払わないじゃないですか。

今年度予算をとっているということは、今年度入った人に対して払うから今年度の予算をやっているんじゃないの。違うの。何で来年度の予算を今検討しなくちゃならないの。何でそんなばかなことをやっているの。おかしいと思わない。来年度、32年度に払う人は32年度の予算審議でやればいいんだよ。何で今やっているんだよ。

そんないいかげんな、ばかみたいな予算上げてくるんじゃないよ。予算修正してこい。

○高倉委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問でございます。

平成31年度の予算に計上いたしまして、1年間の周知期間をかけまして、来年度、31年度の卒業する方……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのね、周知期間に何で予算をとるの、2万円ずつ。周知期間というのは、来年、再来年からやりますよということを言えばいいんだよ。広報だけだっぺよ。違うけ。

実際に予算をとっておいて、予算をとらなきゃ周知はできないの。おかしいでしょう。今年度に使わない予算を何で予算としてとるんだよ。周知期間というのは、学校の先生もいるんだけど、こんなことも教育委員会でわからないのか。周知期間というのは、予算をとらないと周知できない。全部そうなの、これまでの水戸市の予算は。そんな予算を今まで組んだことないよ。

周知期間というのは、来年、再来年から水戸市ではこういうことをやりますよ。大学の就職説明会とかそういうところに、来年から水戸市では、平成32年度からこういうことをやるんですよと、だからしっかり茨短さん、常短さん、水戸の保育園に来てくれませんか、これが周知期間じゃないの。何で今年の予算に2万円ずつ、それだけなんだよ、100人も。おかしいよ、こんな予算は。いままでやったことない。ただの周知期間に予算なんかつけたことは今までないよ。

周知期間じゃない、今年度からやるから、31年度から金を払うから予算を組むんだよ。何で使わない金を組んでいるんだよ。ばかなこと言っているんじゃない。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、平成31年度に内定した方についての準備というか支度金のような形で31年度中にお支払いするということでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 勤めて初めて勤めたことになるんだよ。じゃ、内定したらすぐ勤めるのか。3月中にすぐ勤めが実行されるんですか、来年、再来年。平成31年度、32年3月には、この内定した方は勤めるんですか。勤めない人にお金をやるんですか。来なかったらどうするんですか。

そんな不特定な予算を、水戸市民が払った貴重な血税をそんないいかげんな予算には承認できません。少なくとも、そういういいかげんな予算を上げてくること自体がおかしいって。内定した人が、内定なんだよ、あくまでも。勤めてもいいですよという意思表示をただけ。意思表示をすれば2万円もらえるの。来ても来なくても。お勤めは4月1日から勤めるんですよ。いいですか。市役所だつて内定した人に金を払います

か。給料が発生するんですか。4月1日からお勤めいただいて、締め日が決まって、初めてそこで就労が円満に遂行される、だからお金を払いますよということじゃないですか。違うの、課長。課長の感覚では、履歴書を出して合格だよと言われれば、もうそれで、じゃ、2万円を払いますよと、こういう感覚なの。誰がお金払うの、それ。

そんないいかげんなことで、水戸市の市民のお金を使っていいの。

○高倉委員長 この就労奨励事業とは、もうちょっと具体的に内容を教えてください。

鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございます、この就労奨励事業につきましては、内定をした時点で、内定証などを添付いただきまして申請をしていただきます。

その後、就労しなかった場合につきましては、もちろん返還をしてもらうことで考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのね、就労しなかったら返してもらうなんていう、そういう不安定な予算はまずいんじゃないの。

だって、就労実績がなかったらどうするのよ。金もらえなかったら誰が責任を持って金払うの。返還できませんでした。もらったらどこ行っちゃいました。これ、教育長が責任を持つのか。誰が責任を持つかやってくれよ。認めてやるから。金が返還できなかったとき、この損害金は誰が責任を持つんですか。そんないいかげんな補助金を出して。

いいですか。就労支援というのは、お勤めいただくという約束をして、約束が履行されたから就労支援なんです。就労のための金なんだよ。約束を履行するということは、実際に勤務が生まれなければ約束は履行されないでしょう。違うのけ。

よしんば、あなたが言うように約束だけで金を払ったといたならば、約束が履行されなかったときにどなたが責任をとるんですか。その方を先に指名してくださいよ。だったら予算、俺も考えてやる。少なくとも俺は反対だ。そんないいかげんな予算はない。誰が責任を持つんだよ、金が返ってこなかったら。

今、貸付金だって金が返ってこなくて困っているのがいっぱいあるんだよ。

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午後 1時 1分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

新卒保育士就労奨励事業の質疑の途中ではございますが、他の第3款の質疑を先に行いまして、この奨励事業につきましては議案の最後に質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、他に質疑のある方は発言を願います。第3款について。

田中委員。

○田中委員 129ページに、今度、放課後児童費として出ているもので、開放学級について計上がされております。

私、これ一般質問でやったので、簡単に一つだけ聞きたいと思うんですけども、今回、開放学級や民間学童については放課後児童課をつくってやっていくということになっているわけですが、その中で、1カ所の学校の開放学級について民間に委託をしていくということで方針が出ました。3,360万円というふうに出ております。

支援員の確保が苦勞されていて、全学年受け入れや全校での受け入れという点で苦勞されているのは承知をしておりますが、そのことも一つの理由として、民間活力の活用というふうになっていると思うんですが、その場合に、従前の市直営でやっている嘱託の支援員さんたちの開放学級の内容と、差はどのように出てくるのか、出てこないのか。あるいは、支援員さんの資格については、さまざまな研修を受けた方を配置するというふうになっていると思いますし、子どもの1単位、基本40人に対して2人以上とか、そういう基準があると思うんですが、そういった点は民間の委託をした場合において同等のものとなるのか、あるいはどうなのか。拡充すればよい面にもなるんですが、むしろ下がるということはないのか。そういった委託に当たっての市の考え方をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、直営の場合との内容、運営の差の部分かと思うんですけども、これにつきましては、基本的に市の基準に沿った形で実施のほうをしていただくことになっておりますので、内容が落ちるということはお考えておりません。むしろ、民間業者さんのほうのノウハウ、そういったことを踏まえた、よりよいものを期待しているところでございます。

また、資格を持つ支援員の配置につきましても、当然、市の基準がございまして、それに、抵触しない形で、それ以上の配置というものを求めているところでございます。

ですので、内容は、民間委託によって下がってしまうというようなことは想定しておりません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 支援員確保の困難さというのは、働き方の問題として、夕方数時間働くということが今、現状なわけですが、時給は1,000円に引き上げるという改善がなされるとしても、週5日働いた場合であっても、月8万円程度の収入になるのかなと思うんです。

基本的に、どの方も経験年数にかかわらず給料は同じ状態ですね。そうしますと、本格的な仕事として、公営であっても正職員の自治体も約半数あるとか、あるいは、民間学童であれば月15万円程度の収入を得る指導員さんとして、常勤で配置している場合もあったりというようなことがあります。

ですので、そういった放課後児童課をつくった中で、水戸市の開放学級そのものの働き方とか運営内容も含めた拡充策が、全体が示されて、それに沿った形の中で民間委託というならまだわかるところもあるんですけども、今、苦勞されている処遇のところは余り変えないで、その同等のもので民間委託をして解決するのかという疑問がどうしてもあるものですから、その点、今後の水戸市の放課後児童課をつくった中で開放学級の運営方針といいますか、拡充に向けた、他の自治体でいろいろもっと、待遇もそうですけれども、内容も充実した先進事例がたくさんあると思うんですが、そういったところを目指すのかというあたりについて、新しく課をつくった中で定めていくべきでもあろうかというふうにも思うんですけども、その辺

はどのようなふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新たに設置いたします放課後児童課におきましては、これまで以上に巡回し、訪問による指導・助言の強化でありますとか、また、その現場の課題を的確に捉えた研修の充実など、まず、支援員へのサポート体制の構築というものを図っていきたいと考えております。また、あわせて内容の充実も図ることができればと考えております。

また、来年度、モデル的に実施いたします民間活力活用の事業、この委託事業の検証も含めまして、開放学級の管理運営やそのあり方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 民間委託についてどう判断するかは、私としてはよく考えたいと思っておりますが、いずれにしても、開放学級に対する期待といいますか、待機児童が111名もいらっしやって、来年度内にゼロにしようという目標を定めておられるわけですが、その実現のためにも、支援員さんの待遇の抜本的な改善方策を、やっぱり新しい課の中で考えていくべきではないのかなと、これは意見として申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、民生費で、生活保護にかかわって1点聞きたいと思っております。

予算書では133ページになると思いますが、先ほど若干出ていましたけれども、人員体制として若干増員はするけれども、基本的には係の数は変わらないんですが、保護世帯増加への対応として2名というのが出ています。

これ、前年も聞いたんですけれども、ケースワーカー1人当たり基本的に80名以内にしようというような基準があるかと思うんですけれども、それとの関係で、4月当初でやりますと年度内にふえていくということになると思うんですが、年度末になると、やはりどうしても足りないとかという現実があるかと思うんですけれども、それとの関係でどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今、新しい庁舎になりまして、ハローワークの方の出先のような窓口が設置されていますけれども、これはどのように活用するというお考えなのか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、職員の増加についてでございますけれども、生活保護世帯の増加に伴いまして、来年度2名、ケースワーカーを追加増員することとしております。

本来、今までの流れですと、年度当初の数で数字を出していきんですが、今回、より実態に合わせていくということで、9月末時点の生活保護世帯数を予測しまして、その数に合わせた形で、今回2名という増員となりました。

続きまして、ハローワークの件でございますけれども、今年の1月から、つなぐハローワークみとという窓口を常設しまして、ハローワークの職員2名が来ております。

中身としましては、生活保護世帯の中で稼働ができる就労可能な方に対して、より実態に即して、充実した就労支援を行うということで、生活福祉課のほうで稼働したと、就労指導の対象になっている方を、そちらにつなぐような形でやっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 新しい庁舎になって、相談の環境としてはよくなったようにも感じておりますが、ぜひ丁寧なケースワークに努めていただきたいというふうに思います。

民生費の最後なんですけれども、当初予算の概要の中で、高齢者福祉施設の開設等の支援ということで、1億520万円、特養老人ホームの開設準備、改修補助、3施設というふうな位置づけがございます。これについては、具体的に開設準備、改修補助というのは何に対する補助なのかということではありますが、施設が開設になっても、職員の不足によって予定どおりの入所者を受け入れることができない例もあるようにも聞いていますけれども、一方では依然として300名を超える待機者がいるという状況があると思うんですが、これによって、開設準備ですから、開設されるというふうな、来年度内に幾つか、何床かふえるというふうな見込みでいいのか、その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度、開設準備補助金ということで予算化してございます。

こちら、平成31年度に特別養護老人ホーム70床が新設されます。あともう一つ、30床の増床というのが31年度に予定されております。こちらの新設と増床の分に関しまして、開設準備ということで、主に備品等の購入費用につきまして補助をさせていただきます。

もう一つの施設に関しましては、従来型多床室をお持ちの施設1カ所につきまして、多床室のプライバシー保護のための改修工事をするということに対しまして、この施設が36床分の改修をするということで補助をさせていただくことになっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 こちらも毎回同じことを聞いて恐縮ですけれども、待機者がなかなか減らないといいますが、恒常的に300名以上いらっしゃるという状態があつて、また、例えば保育所みたいにふやして大分減ってきたという感じじゃないといいますが、特養については、まだまだ恒常化しているのかなという面があると思うんですけれども、年度内にオープンするという意味ですかね、この70床については。それではないのか、着手するという意味なのか、あるいはどうなのかということで、当然、待機者解消の一助になるだろうとは思いますが、その辺の市の見込みとしては、具体的にこれをやりますと、どれぐらいになるのかというような見込みをお持ちでしたら、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回予算化されました新設と増床の分に関しましては、平成31年度中に開設されるということで補助金のほうを準備しております。

また、今後の待機者の見込みですけれども、現在、県のほうから暫定ではありますけれども、待機者数が254名ということで、昨年度から比べますと99人減少している状況でございます。こちらの254人というのは、平成30年4月1日付の数字でございます、平成30年度には既に70床オープンしております。また、31年度に70床の新設と30床の増床で100床、また、さらに32年度に100床の新設と30床の増床を予定してございますので、254名の待機者に対しまして、270床分の開設・増床のほうを見込んでおりますので、数字上では待機者のほうは解消される見込みと考えております。

○田中委員 私は民生費終わりです。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 ちょっと手短かにさせていただきます。

私も、先ほど田中委員が質問した放課後児童に関する部分で、小川副所長のほうで今、答弁があったと思うんですけれども、巡回指導員という形で、これから課のほうで精力的にやっただけのらんだと思うんですけれども、何かそういった際にはマニュアルがあつて、チェック項目があつてみたいな形にして回っていくと、それで一定水準に合わせて指導していくという形でよろしいのでしょうか。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

巡回指導員につきましては、今年度から配置をしているところでございますが、毎回、回るたびに一定の目的を持って、まずテーマを決めて回っております。また、テーマに合わせたチェック項目というものも持ちながら巡回をして指導をしている状況でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 より細分化していくのかなというふうな期待も込めているんですね。

もう一つ、支援員のほうのマニュアルというのものもあるのでしょうか。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

支援員ですね。支援員のほうにつきましても、マニュアルのほうは今現在、見直しをしているところなんですけれども、そういったものに沿って活動をしていただくということにしていまいます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 開放学級のこの部分をうまく回すためには、やはり支援員の方の質の向上と、あとは、ある一定水準のスキルのほうと、あとはハードの部分、箱ができて、子どもたちがそこに入れられているからいいじゃなくて、僕も現地を見させていただいたりもしましたけれども、やっぱり、ロッカーが足りているのかとか、その数の話だとか、そこは改善していく部分だとは思いますが、やっぱりそういったところをきちんとPDCAで回しながら、より充実した時間を子どもたちが過ごしていただけるようにしていただきたいと思っておりますので、支援員の何ですか、費用でいいのかな、報酬というのは、変わらずですか、現在、来年度支援。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

支援員の報酬につきましては、今現在、時間単価900円でおりますけれども、来年度はそれを1,000円にしていく予定でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 やはり支援員の方の何というんでしょう、よりいい方になっていただきたいというか、そういったところも報酬のほうで見方も中にはいらっしゃると思いますので、そういったところはぜひ、それが妥当かどうかというのは今後の見定めが必要だと思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。適正価格をお願いしたいというふうにも思います。

それと、同じく学童クラブに関しての経費の部分で、こちらは民間への交付金のほうも入っているんですけど、この額に。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在におきまして、民間学童クラブに対する補助に関しましては、保健福祉部のほうで所管しておりますところでございますが、来年度以降は放課後児童健全育成事業を、全体を放課後児童課のほうで所管とするというような予定で計画しております。

その中で、民間学童クラブの補助に関しましては来年度、現行、継続支援補助をしております団体のほかに、新たに補助を実施する施設、クラブをふやしまして、より継続的かつ安定した運営を行っていただけるようにというようなことで計画しているところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 民間のほうで、交付金のほうで出しているというのは、確かにフリーで使えるお金だったと思うんですけども、新設の補助みたいなものもある、今回は設けているんですか、次年度は。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

補助の内容につきましては、施設整備に係る補助はございませんで、運営費補助になります。ただし、備品購入等の運営に係る購入補助は中に盛り込んでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 あと、その支払い時期に関してというのは、各民間事業所さんが横一列じゃなくて、申請を受けて出せるようなタイミングになったら、それぞれ順次出していくような形でよろしいですか。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

補助の実施のタイミングでございますが、国の補助要項が毎年改正になりまして、単価が変更される等ございましたもので、国からの通知等を待って、市の補助要項を見直して、それから執行というような段取りを進めておりましたところ、秋ぐらいになってしまうこともございました。来年度はこちらを改善できるように内部調整をしているところでございます。早期の補助に向けて進めてまいります。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そこに関しては、ぜひ期待をさせていただいて、要望としても述べさせていただきたいと思います。そこは課のほうが新設されて移ったとしても、きちんと移行させていただきたいというふうに、本当、より早く出していただきたいと、それによって、充実した事業運営を行っていただくところを要望として出させていただきたいと思います。

そして、あと、次ページの児童福祉費の子ども会経費のほうなんですけれども、子ども会経費に関する部分はどうですか。どうですかというのはおかしいんですけれども、今後の子ども会運営の先を考えられるような経費も入っているのか、現状事業を行うのに必要な分だけなのかというところで。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

子ども会経費につきましては、前年度から見ますと1万円の減でございます、昨年度並みの予算は確保してございます。

主な経費としましては、子ども会育成連合会への補助金関係等、サブリーダーズ会関係の補助金関係が中心でございます。そのほか、各種研修会経費としまして、事務研修会等に参加する経費でございます。

なお、子ども会事業につきましては、この補助金によって、子ども会育成連合会の中で検討されまして、例年、子ども会の親善球技大会を初め、各種啓発活動に当たっているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。御説明をいただいて。

毎年、市子連の方々と意見交換したり、事業の現場に行かせていただいたりしたときには、やはり、どうしてもいつも出るのはお金のほうに足りないというお話をよく耳にすると、相談を受けるようなこともあるんですけれども、そういった部分というのは、課のほうではニーズ調査じゃないんですけれども、要は何が足りなくて、何につけるんだ、要は前年度を確保できたという話でしたけれども、そういった部分から、市子連とのやりとりというのはどのような状況に。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

事業費につきましては、主な会場としまして公的施設を使ってございます。従いまして、会場費等につきましては、ほとんど無償で使っていただいております。教育委員会も共催というような形で事業を推進しております。

それから、参加料等についてはほとんど無償提供ということで、各協賛団体からの協賛金などを集めた中で事業の推進をしております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません。僕の質問が下手くそだからあれなのかもしれないんですけれども、子ども会事業を行っていく上では、水戸市子ども会育成連合会のほうとの連携、協力というのが非常に重要だということ

るだと思っうんですけれども、それによって、相手方からいただくニーズというところには、多分予算に関する部分もあると思っうんですけれども、それに関しては、今回の予算というのがうまく反映できたのかどうかというところがお伺いしたいところなんですけれども。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 子ども会育成連合会の理事会、あるいは学区会長会議の中でそういった意見を調整しまして、事業の推進に当たっているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 何といえいいかというところなんですけれども、とりあえず、子ども会事業が現状維持イコール衰退だと僕は思っているんで、また、出口の見えないようなところも正直あると思っうんですね。これからより発展させるのか、維持するのか、それを母体として新しくするのか、また別なスキームを用意するのかというのが、どこかで必要になってくると思っうんですけれども、そういった部分も、お金が全てじゃないんですけれども、しっかりそういった場を持つ、それに必要な経費は計上するというところが、この部分に関しては必要だと思っうので、これは要望として上げさせていただきます。

そのほか、民生費のほうは以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 法人後見人制度の経費が見込まれていますけれども、この現状と、現在何人ぐらい活動しているんですか。法人後見人制度の経費があるわけですけれども、現状と今年度の法人目標等があればお聞かせいただきたい。

それと、開江老人ホームの今の入居状況について。

それから、もう一つは——いいです。その2つだけ、すみません。お願いします。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、法人後見事業のほうですけれども、今、社会福祉協議会の青年後見サポートセンターのほうで実施しております。

平成30年度、今の段階で成年後見のほうは延べ11名、成年後見受任のほうを行っております、あと3名が水戸の家庭裁判所のほうで審判がおり次第、受任するという予定になってございます。

30年度、そちらのほうでは市民後見人の養成のほうも行いまして、19名の方が講習を受けまして、17名の方が、ただいま市民後見人の候補者として名簿のほうに登録されております。今後は、定住の中の各市町村の社協などで、日常自立支援の支援員とか、あと、法人後見の支援員のほうで活動をしていただきまして経験を積んでいただく中で、市民後見人として水戸から出る第1号を目指して、31年度は進めていきたいと思っております。

また、開江老人ホームの入所者数のほうなんですけれども、ただいま2月末の段階で71名というような報告が来ていたと記憶しております。開江老人ホームのほう、入所しているのは水戸市からの措置者だけで

はありませんで、水戸市以外の市町村からの措置というのが、ここ数年ゼロの状態でございます、そちらが対処していくという状況もございます。また、水戸市からの措置者のほうも今年度中にお亡くなりになった方、または介護度が上がりまして、他の特養ですとか、グループホームにお移りになる方が大分ふえてきたということで、措置者よりも退所者のほうがふえているような状況になってございます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 開江老人ホーム等については、低所得者というかそういう方が、なかなか一般のアパートとか、そういうサービス付高齢者向け住宅等に入れないと、こういうふうなこともあるので、また、そういったところを見つめながら、少し老人ホームの形態を、もう少し見直していくということにならないと、なかなかその機能が発揮できないのかなど。また、社会貢献の意味でも、そういうことが必要なのではないかというふうに思っています。ありがとうございました。

すみません。最後です。

市民センターで、今、子育て広場を計画中だというふうに思っていますが、27カ所で、今度新設4カ所ということですが、この4カ所を入れて27カ所でよろしいんですか、考え方は。

それと、今の活動状況と、それから新設はどこと、どこと、どこがやって、今現在の活動状況がどうなっているのか、すみません。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市民センター子育て広場事業につきましては、来年度、新たに4カ所で、4カ所が開設した後に27カ所という目標になってございます。

今年度につきましても、同様に4カ所の開設を予定し、各地区の関係者、団体様と御協議を進めさせていただいているところです。

今年度につきましては、稲荷第二、吉沢、新莊、飯富の4つの市民センターとの協議を進めているところでございますが、このうち、開設につながりましたのが、稲荷第二、吉沢の2カ所でございます、飯富、新莊につきましては、来年度早々に開設ができる見込みとなっております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、もう1カ所、今の4カ所といたのは、今年度やろうと思ったんだけど、稲荷第一だけが今年度やって、あとの2カ所は来年度になるよと、平成31年度になるよということですよ。もう1カ所はどこが残っていて、開設できない状況はどういうふうなのか。

今、利用状況はどんなふうだかわかりますか。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

今年度予定しておりました4カ所のうち、今年度中に来年度の開設に向けて組織を整えていただき、補助金が年額5万円というようなことで執行を進めさせていただいている団体さんもございます。そして、人数で答えますけれども……

○袴塚委員 今年度、今、予算計上して480万円というのがあるでしょう。これが4カ所分の経費なんだよね。これはどこなんだ。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 失礼いたしました。

来年度の4カ所につきましては、上大野、国田、上中妻、下大野の4カ所を予定してございます。

失礼いたしました。

○袴塚委員 今の利用状況はわかりますか。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お待たせいたしました。

平成29年度の実績でよろしいでしょうか。

○袴塚委員 いいですよ。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 16カ所、平成29年度開設しておりました箇所がございまして、実施回数が延べで371回、利用者に関しましては、大人、子どもさん、合わせて7,122名、各……

○袴塚委員 何人ですか。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 7,122名ございました。

また、ボランティアとして、延べになりますがかかわっていただきました地域の方々が、延べ数で1,750名の方をお願いしてございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。

これはあれですよ。地域の方が、高齢者の方とか女性会とか、そういう方が来て、子どものお相手をしたり、それから一時預かりみたいなのをしたり、それから育児相談なんかもやっているんですか、この内容は。

それと480万円は、新設と書いてあるんですけども、これは設備費なんですか、それとも運営経費。

○高倉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

まず、運営の内容につきましては、あくまでも地域の方々がボランティアとして親子を見守っていただくという趣旨でございまして、そこに専門的な要素はお願いしてはございません。より身近な施設で、子育て中の親と子が、子どもさんだけではなく親子で御参加いただき、そこで親同士、子同士の交流、あるいは他世代の交流というような形につながっていくことを目的としてございます。

もちろん、育児のベテランの方々ですから、いろんな意味でのアドバイスですとか、安心感を与えるというような取り組みを各地区で積極的にやっていただけるといようなことでございます。

もう一つの御質問でございますが、480万円の内訳の主なものが、まず、各団体さんに対して、運営に係る備品、消耗品等を購入いただくための補助を、1カ所当たり年額5万円御用意させていただいております。また、開設当初必要となりますもののうち、通常はフローリングのお部屋にマットを敷いて、そのときだけ使っていただく敷きマットを御用意する形になっておりますが、こちらについては担当課のほうで一括購入して配布するというような予算がございまして、こちらについては90万円計上してございます。

補助金につきましては135万円となってございまして、以上になります。

あとは、見守りボランティアの方々に対しまして、1回当たり3,000円ということで、1,000円のクオカードを3枚ずつ、1回当たりお渡しするというものを担当課のほうで御用意いたしまして、配らせていただいております。

以上でございます。

○袴塚委員 わかりました。ありがとうございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の137ページになると思います。

地域医療経費の中で、医師修学資金の貸与、貸付金920万円というのが、これでよかったと思うんですが、あると思います。これについては、制度をつくって、いよいよ初めて学生の修学資金に対応できるかどうかという時期になるかなと思うんですが、制度を創設して、募集をかけられたと思うんですけども、その現状と、新年度対応予定の学生の状況はどういうふうになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

修学資金貸付制度についての募集の状況でございますが、6名の申し込みがございました。

その後、申し込み後、面接を実施いたしまして、2名の貸与予定者を選考しております。残りの4名につきましては、予定者が対応を辞退した場合などのときのために、貸与予定者にかわりまして貸与するということで、補欠候補者といたしまして、優先順位をつけて通知のほうを出しております。

今、面接を受けていただいた方につきましては、まだ大学の入学試験の最中ということで、2名について、まだ確定というような状況にはなってございません。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 小児科、救急科、産婦人科を志望されるという医学生に対する制度ということで、制度の議論のときに2人枠という話があったんだろうと思いますが、6名応募されて、医学生が医師になるまでには相当の期間を要しますし、また、就学中に志望する科が変わる可能性もゼロではないし、いろんなことが想定されると思うんですけども、制度が始まったばかりでこういうことを言うのはちょっと時期尚早かもしれませんが、やはり6人来ていただいて、仮にみんなが合格すれば、その方々に修学資金を貸与して、将来をぜひ水戸でという形で応援するというような、そういう考え方もあっていいのかなとちょっと思ってしまったんですが、いずれにしても、水戸市としてはずっと2人枠というのは維持をしてやっていくというようなスタンスだということによろしいのか、その点はどういうふうか。

来年度の予算の中でも、また募集を新規にされるんだろうというふう思うんですが、そういった考え方

についてはどうなのか、お聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの質問にお答えいたします。

修学資金につきましては、現在のところは2名ということで予算のほうを立てさせていただいているんですけれども、募集状況等を今後見ていきながら、採用者、その人数につきましても検証はしていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 先ごろ発表された、小児科医とか産婦人科医の医師数について、茨城県が非常に全国でも下位だという報道もあったばかりですので、ぜひ、そういった科、3科限定でもこれだけ応募者がいらっしやっただということは、非常に積極的な面だと思うので、ぜひそういった検討を希望したいというふうに思います。

もう一つ、衛生費でお聞きしたいのは、高齢者のインフルエンザ予防接種に対する補助が引き上がります。1回1,000円が1,500円ということで、予算としても拡充分1,700万円、予算をとられているというふうになっているわけですが、これは拡充をするということなので、もちろん歓迎すべきことなんですけれども、実際、高齢者の予防接種というのは、相当この補助制度によって上がったというふうな評価をできるのか。それとも、ちょっと低いので、引き上げてそれを奨励しようと、そういう意味合いなのか。そういった考え方についてはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種の接種率につきましては、水戸市につきましては約55%という状況でございます。この数字が周辺、あるいは県内の状況と比べましてというところは、申しわけありません。そういった比較をしてはいないんですが、ただ、インフルエンザワクチンのほうの単価が上がるとか、あるいは10月から消費税がアップするというようなところで、予防接種を受ける際に単価が上がるといったようなことも考えられておりますので、受けやすい環境を整えるということで、助成の拡充というものを考えたところでは。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 半分以上が受けているものの評価がどうなのか、私もちょっとよくわかりませんが、ぜひ、せっかく拡充をするので、周知によって接種率が7割、8割と上がっていくように取り組んでいただきたいと思います。

衛生費の最後にしますけれども、141ページ、保健所準備経費というのが出ています。

これは保健所本体の整備と動物愛護センターの事業費があるわけですが、それは今回は置いておきまして、中核市スタートに向けた人員体制の面でどうなのかということでもあります。

現在の到達点と、新年度の採用、専門職ですね。獣医師とか薬剤師とか、保健所開設にどうしても必要な体制については、県のほうから移行してくる方や、あるいは新規採用やという大きな仕事があると思うんですけれども、現状としてはどうなのか。予定どおり進む見込みなのか、あわせてお聞かせをいただきたいと

思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

保健所の人員確保というところが中心になるかと思いますが、獣医師、薬剤師につきましては、これまでも特別委員会等を含めまして、全体で約30名程度必要になるということで説明してまいりました。

これまでに、平成31年度4月時点で実際に配置される予定の獣医師が9名、薬剤師が8名ということで、13名については県のほうの派遣研修ということで、保健所等での研修を行う予定となっております。

また、技監として県から管理職の立場で獣医師が紹介されまして、水戸市のほうで採用ということで、来年度は保健所準備課ということで、一緒に準備を進めていく状況というふうになっております。

また、県のほうからの派遣等の状況につきましては、管理職等を含めまして、今年度採用する方を含めて6名程度の予定になっております。来年度、さらに必要となる獣医師、薬剤師を8名程度採用する方向で、今のところほぼ計画どおり進んでいるところでございます。

また、所長に関しましては、現在、県と調整というところで進めているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今いろいろ人数を言われたんですが、全体で30人ぐらい必要だということに対して、県からいらっしゃるのは6人ということでよかったんですかね。17人の既に採用分と、新規が8人分ということになって、25足す6だと31ぐらいになるんですが、ちょっと足し算が合っているかわかりませんが、新しい保健所の体制として、新人さんばかりではなかなか厳しいのではないかと、研修はやるにせよ。というふうな、ちょっと考えもあるんですけども、その点は十分可能だという判断のもとで進められてはいると思うんですが、新規採用分が割合としては大分多いんじゃないかなと思いますけれども、その点はどういうふうに考えればいいか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、私のほうの説明が不十分だったかもしれないんですが、県から6名ということでお話いただいた1名については、前倒しで平成31年度から1人来るとということで、合わせて30名になるということでございます。

また、新規の採用職員につきましては、今回、追加採用ということで年齢を55歳まで引き上げまして、実務経験のある方を中心に採用するという方式で行っているところでございます。来年度も同じような形で実務経験のある職員を採用するという形で、人事課と連携して採用のほうを進めていく予定でございます。

○田中委員 私は以上です。

○高倉委員長 第4款衛生費について、ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回の新設の風しん予防事業についてお伺いしたいんですけども、私、まさにこれの対象世代ということでお伺いします。

今回の予算が8,800万円ついているんですけども、これの、いわゆる対象人数及び今年度の、いわ

ゆる受診というのか、検査、もしくは接種の目標はどのぐらいを見込んでいるのか。また、これを行う上で
の周知の仕方ですとか、あと実施機関、どこで受けられるのか、手続ですね。それについても教えていただ
ければと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの質問にお答えいたします。

風疹の予防接種の対象者につきましては、国のほうから示されている者は、昭和37年4月2日生まれか
ら昭和54年4月1日生まれの男性ということで、この対象者に対しまして、平成32年度末までに風疹の
予防接種を受けるようにというような事業となっております。ただ、31年度につきましては、対象者のほ
うが昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性を対象に接種をするということで示さ
れております。ただし、31年度対象者以外の方につきましても、希望者に対しましては接種券のほうを交
付しまして、接種できるように進めるということが国のほうから示されております。

接種の目標ということですが、こちらにつきましては、本市の目標というところではなく、すみま
せん、国のほうの目標ということになるんですが、2020年7月までに対象世代の男性の抗体保有率を
85%に上げる。そのためには、まず抗体検査を受けてから予防接種ということになるんですが、抗体検査
は全国で約480万人、予防接種のほうが100万人に接種をするようなことにならないと、目標達成には
届かないということを国のほうから示されています。

また、最終的な目標といたしましては、2021年度末までに対象世代の男性の抗体保有率を90%に引
き上げるということが示されております。

90%に引き上げるためには、31年度の接種のほかに、さらに抗体検査を920万人、それから予防接
種のほうを190万人実施することが必要だというふうに国からは示されております。

手続につきましては、今現在、まずは予防接種の前に抗体検査というものをさせていただくことになるん
ですが、それを受けるためのクーポン券の作成というものを4月早々から準備いたしまして、準備でき次第、
送付いたしまして、実施ができるように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。具体的手
続等につきましては、まだ調整し切れていないというところがありまして、今後、整理をしていきたいとい
うふうに考えております。

○高倉委員長 所長、すみません。答弁もうちょっと簡潔にお願いいたします。

○小林保健センター所長 すみません。

それから、実施期間につきましては、先ほどの中にもありましたけれども、4月早々に準備を始めてとい
うことになりますので……

〔「実施機関」と呼ぶ者あり〕

○小林保健センター所長 実施期間。

〔「機関でこと。施設。ごめん、場所」と呼ぶ者あり〕

○小林保健センター所長 すみません。

実施機関につきましては、市内の医療機関、それと、これにつきましては、全国どこの医療機関、予防接
種の事業に参加しますといった医療機関であれば、どこで受けても無料で実施をすることができるというふ

うに国のほうからは示されておりますので……

〔「医療機関じゃなくて、町医者ではだめなんだ」と呼ぶ者あり〕

○**小林保健センター所長** そのように、今準備を進めている最中でございます。

○**高倉委員長** 木本委員。

○**木本委員** そうすると、ちょっとまだよく、あれですね。わからないというか、聞いていると微妙なところがあるんですけども、いずれにしても、この昭和47年から54年の方が対象なんだけれども、希望をする方であれば、その対象世代じゃない方も一応できるということ。

○**高倉委員長** 小林保健センター所長。

○**小林保健センター所長** ただいまの質問にお答えいたします。

すみません。申しわけございません。対象者というのは決まっております、昭和47年4月2日から54年4月1日生まれの方。それは平成31年度の接種対象者ということになります。

全体の接種者のところを分けて、31年度はここまで、32年度はその後というふうに分けて接種を進めるということになっておりまして、ただ、対象者はそれぞれ31、32と決めてはおりますけれども、32年の対象者であっても……

○**高倉委員長** 木本委員。

○**木本委員** なるほど、わかりました。

だけれども、クーポン券云々がまだ恐らく整理ができていないという話だったと思うんですけども、ただ、これは水戸市の普通の検診の受診率を見る限り、これがもちろんイコールにはなりませんけれども、ただ、先ほどの国が示した高い目標数値を水戸市に落とし込んだ場合、それがどこまで達成できるのかというような、相当これはいろんな関係機関との協力も関係なくして、そこまでこの世代が受けるのかなという、ちょっと疑問に思うんですけども、そこら辺に関してはどういうふうにお考えですか。

○**高倉委員長** 小林保健センター所長。

○**小林保健センター所長** ただいまの質問にお答えいたします。

周知につきましては、先ほど申しあげましたクーポン券につきましては、対象者それぞれに郵送をいたします。

そのほかの周知につきましては、広報、市ホームページほか、医療機関等でのポスター掲示とか、あらゆる機会を使って周知のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○**高倉委員長** 木本委員。

○**木本委員** わかりました。

いずれにしても、4月以降にその対象者に対してクーポン券が行って、それを持って対象の医療機関で検査と、場合によっては接種を受けてもらうということ。それはわかりますけれども、要はあれですね。それを受けた方が本当にどこまで行くのかというのが問題ですよ、多分これは。クーポンをもらった人が。

なので、そこら辺に関しては、これからもうちょっと精査されるでしょうから、ぜひ。ちなみに、これを国がここまでやるということに関しては、やはりそれだけ今、いわゆる風疹のリスクが高い、もしくは起こった場合の健康被害が高いから、これだけの予算を国がというところなんですか。

あと、あわせて国と地方の負担割合も教えてください。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの質問にお答えいたします。

風疹につきましては、この予防接種を行う目的というのが、妊娠初期の女性の方にかかると先天性風疹症候群というものになってしましまして、心臓や目などに障害を持ったお子様が生まれてしまうというような、それを避けるために予防接種を行うものとなっております。

現在、全国では、平成30年度から31年度にかけまして3,000人の風疹患者が発生しております。例年に比べますとかなり多いような状況となっております。

感染の中心というのが、30代から50代の男性ということになっておりまして、その年代は風疹の予防接種を1回も接種をしていない年代ということで、風疹の抗体を持たない者が一定程度いるということから、風疹の予防接種を集中的に実施するということになっております。

また、2020年度、オリンピック・パラリンピックの開催によりまして、海外のほうから多くの訪日客が見込まれておりますので、人の往来が活発化することによって、さらに感染が拡大するようなことも懸念されているということで、国のほうで早急の対策をとるということになっております。

○木本委員 負担割合を。

○小林保健センター所長 国の負担割合ということですが、抗体検査につきましては2分の1の国の補助がございます。予防接種につきましては、定期接種ということで90%の交付税措置がございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 御丁寧な説明ありがとうございます。

じゃ、基本的には、男性から女性に移り、女性から子どもに移りという、この流れをとめるのが基本的な考え方ということなんですか。

わかりました。ぜひ周知を徹底して、そういったリスクを回避できるように御尽力いただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次に第9款（消防費）について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 消防費は193ページですが、主要な事業は南消防署だったり、消防団の事業がありますが、私がちょっと聞きたいのは職員給与費ということになるんですけども、この委員会所管ではない、総務環境委員会の所管の、いわゆる定数条例の中で、採用後1年以内の消防職員は定数外に置くというふうに、新たな規定がなされているんですけども、この定数増減一覧を対前年比見ますと、341名で変わらないんですけども、あえて規定が加わったということはどういう意味なのかということを知りたいということがあります。

これまでも、消防採用後、消防学校への入校研修というので基本的にいないんですけども、定数内である

ためにそれをフォローすることがいろいろ大変だったというような現状も聞いてはいたわけですが、新年度はどういうふうな計画なのかお聞かせいただきたい。それから、国の消防力の基準や指針に照らして、この341名というのは現況どうであるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの田中委員の御質問についてお答えいたします。

まず、基本的な考え方でございますが、委員おっしゃったように、新規採用の場合、半年間、学校のほうへ入校をさせていただいております。その間、職員定数の不足が生じまして、そのために前倒し作業として、採用1年以内の消防職員を定数外といたしまして、職員定数の人員の確保を図るものでございます。現在は、消防力の基準といたしましては約82%でございますけれども、人員体制としては、その中でやりくりをしている状態でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、341人は動かないということになるんだけれども、退職者数に応じた新規採用という関係なのかなとは思いますが、その点は新年度どういう状況なんでしょうか。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度退職者といたしましては、5名予定をしております、さらにその後10名ほどの職員が来る予定となっておりますので、その中で調整をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、最大15名採用を予定するという意味で理解すればいいのでしょうか。

その場合、その方々は全員が研修に行くというふうに理解すればいいんですか。そうじゃないのかな。ちょっとその関係の説明が……

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

来年度5名、その後10名予定しております、トータルで15名分必要うちのほうでは考えてございますが、平成31年度につきましては、要するに31年度にその条例を改正いたしまして、31年度の採用ということで32年度にとる職員の分を、そういった定数外で置くという考え方でございますので、数については、あと、その中で調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の定数外の人々の身分は、定数外だから、一般的に考えれば消防の人員外だよ。消防の定数じゃないんだから。

そうすると、この人たちの身分保障というのはどういう形で行われようとしているのか、その考え方だけ。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

身分につきましては、定数外ではございますが、職員と同じものをということで考えてございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、それはわかるんだけど、あくまでも定数条例に基づいて職員という身分になっているわけでしょう。その定数外になっちゃうと、逆にどういう身分の中で消防の身分の保障をするのかという考え方については、何かあるんですか。

要するに、定数外というのは員数外じゃないですか。員数外というのは、要するに職員の定数をなぜ決められているかと思ったら、職員の定数内だから職員なんだよね。定数外は非常勤とか、パートとか、嘱託とかという部分になっちゃうのかなど。その辺はどんなふうな考え方なんでしょうか。

消防の中にいなくちゃだめなんだけれども、考え方が……

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 ただいまの袴塚委員の再度の御質問にお答えいたします。

身分等につきましては、最初、初年度ですので、研修ということで、まず初任教育を消防学校のほうで派遣をさせて、基本的な技術習得をする。その後ですけれども、1年目は当然、新採でございますので、現場活動の中で教育をしていくということで、1年間をそういった活動に向けて、2年目の採用時のときから、もうスタートができるよという考え方で身分を設定していきたいと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、加配職員という考え方なの。

だって341名というのは、もう消防職員でいるわけでしょう。新卒の人は消防学校に行って8カ月ぐらいいないから、これは員数外だよ。だけれども、それは消防職員だよということだとすれば、341名プラスその人がいるんだよ。この人は加配職員みたいな考え方でいいの。

それならそれでいいよ。

もう一つ、今回、設計費の予算、なっていますよね、設計費、南消防署でしょう。これについては、設計予算を組み上げたということは、おおむねの考え方がもうまとまったんですか。例えば、どういう機能を持って、どんなふうな消防署をつくって、どんなふうな建物が望ましいと、こういうふうなのがあって、そして、そこがこのぐらいだから設計予算はこうだよという積算をすると思うんですけれども、これについては、今の進捗状況はどうなんですか。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 今年度、基本計画ということで実施をいたしまして、敷地の活用、それから、建設等の工事の整備方針を定める基本計画の策定とあわせて、南消防署建設の検討委員会で、敷地の形状を踏まえたレイアウトや備えるべき機能と附属する施設等について検討を進めているところでございます。

2019年度につきましては、そちらの造成、本体工事に係る基本・実施設計を行っておりますが、設計には当然、職員の要望や意見なども踏まえて反映させていきたいということで、今回の設計費を組んでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今回のやつは、設計費だけ組んじゃって、これから要望するよということなので、ちょっと逆なんです。だから、早く検討委員会を何度も何度もやって、毎週ぐらいやって、逆に言ったら毎日ぐらいやって、そして、南消防署はこういう建物が欲しいんだということを早くやっぱりフィードバックしないと、基本設計、実施設計がおくれるよ、これ。

だから、予算はもう今年度これだけの予算をとれたんだから素早く、もう4月1日からは、逆に言ったらもう設計が出せるぐらいの、そのぐらいの考え方に、早急にもうこれは消防一丸となって、根本消防長の決め上げじゃなくても、先頭に立ってこれをまとめていただいて、そして、もう4月1日からは南消防署の概要はこうだよというようなことを、我々にもアピールするぐらいの状況まで盛り上げていかないと間に合わないの、ぜひよろしくをお願いします。

それから消防の、いわゆる常備消防の職員の、それから、分団の被服とか、そういうものがあるわけけれども、装備品ね。こういうものについては、年次的に更新する予算をとっていくんだというふうに思いますが、何年に一遍かは見直しとか何かというのはやっけていらっしゃるんですか。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 被服等の計画につきましては、見直しということで順次検討させていただいて、予算要望を計上しているような状況でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 購入に当たっては、やっぱりある程度偏らないということが大事なので、きちんとやっぱり精査して、やっぱり欠陥品みたいな、例えば買って半年とか1年で壊れちゃうようなものが出た場合は速やかに改善できるような、そういう契約条項、特約条項をきちんとつけて、そして入札制度をやるとか、そういうことにしていただかないと、やっぱりなかなかそれがスムーズにいけないと、分団等においても、また、常備消防等においても、そういうことを見受けられるので、あとはしっかり、そういうことでやっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 質問をさせていただきます。

消防団員の報酬費について、詳しく教えていただきたいんですけども、これは上がるという説明でしたよね。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 小泉委員の御質問の件でございます。

水戸市非常勤消防団員の報酬額の改正ということで、報酬の見直しを行っております。その内容でございますが、消防団員の定額報酬、こちらを県庁所在地及び県内市の消防団員年額報酬と比較を行いまして、その報酬を参考といたしまして、その額を上回る報酬とすることといたしております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません。

1つ、説明資料のほうでいただいているというところで、あわせて聞きたかったのが、報酬の支払い方法が何かちょっと検討されている、現況と変わる可能性がある、ちらっと聞いたんですけども、個人の口座に振り込みになるというのは、次年度からですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの質問の件でございます。

この年額報酬につきましては、分団員個人の口座に振り込むと、次年度から変更を考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その部分に関しては、水戸市消防団本部のほうとのやりとりというのは、意見交換というか説明というのは行われているものですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

団本部、まず、団長、副団長、2月12日に幹部会議を行いまして御説明しております。その後、分団長に、2月28日でございますが、同様の説明を行っております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 それはもう了解済みということよろしいですか、団本部のほうは。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

年額報酬を個人口座に振り込む件につきましては、了解をいただいております。ただ、これからまた振込方法等の説明がありますので、その点が今後の説明事項となってきます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと支払方法が変わるということで、その団ごとに、今までのお金の流れのスキームができて上がっているところがあると思うので、それがちょっと変わるということですから、そこをうまく丁寧に御説明いただきながら、また、本部及び団員のほうの理解というものもいただきながらお願いできればというふうに思います。

あと、ちょっと細かい話ですけども、活動服とか備品類で幾つかのグループ分けにして更新していったと思うんですけども、それはもう全部そろったんですか。活動服は全部、全団員、最新のものになっているんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

活動服につきましては、新しい現行型のものに全て配布は終わっておりますが、まだ引き続き、計画的に同様の形をとりながら配布を行っていきたくと思っています。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

あと、この消防団員免許取得補助事業というのが新設されたというところで、私自身も議会の本会議のほうで、2級小型船舶の話はさせていただいたところだったんですけども、これで予算でいただいている100万円というのは、これは内訳というのはどのようになっていますか。あと、補助割合に関してというのを教えていただきたいんですけども。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まず、補助割合は全額補助でございます。

準中型自動車運転免許の補助額が20万円、2級小型船舶免許が12万円を限度額といたしまして、補助するものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 予算に従って、その人員のほうの上限というのはあるんですか、取得できる。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

予算の範囲内で、準中型自動車運転免許につきましては2名程度、2級小型船舶運転免許につきましては5名程度を予定しております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、この割り振りというのは何かあるんですか。それとも早いもの順ですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございますが、2級小型船舶免許につきましては、船舶を保有している10個分団の団員を対象といたします。その中で、船舶の操縦者が1名ないし2名での分団がございますので、そちらを優先して補助を対象といたします。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 今、船舶に関しても現保有の方がいなくなってしまう団がいたら一番問題になってくると思うので、そういったところを優先順位をつけながら即していくと、そこで対象者がいないというのであれば、準じる次の団のほうに声をかけてという形で、あと、小型船舶の免許を取れるのも時期がいろいろ設定されていると思うんですけども、遠方になってしまったり、いろいろあるので、そういったところともかみ合わせながら周知していただいて、きちんと水防に関しての部分に関して、また、準中型のほうに関してもしていただければというふうに思いますので、それは要望をお願いをしたいと思います。

私のほうは以上です。

○高倉委員長 第9款について、ほかにごございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません。AEDについて、ちょっと御質問したいんですけども、今回、平成31年度で54カ所、累計が114カ所ということですが、今までは確かセブン-イレブンさんに御協力をいただいて設置をしてきたと思いますが、今回の54カ所がどういった場所になるのか教えてください。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 来年度につきましては、ファミリーマート38店舗、それとミニストップ16店舗を予定しております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、確かあれですか。市内にあるコンビニの全店舗を目標としていらっしゃるんですね。そうすると多分、これからは、次年度以降はローソンとかそういうことになるかと思うんですが、結局いつぐらいを目標に、3カ年でしたか。ちょっと教えてください。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

計画としては3カ年で終了したいと考えておりますので、ミニストップ、ファミリーマートの次の年はローソン、あとは小規模なデイリーヤマザキとかセイコーマート等を含めて、3カ年で終了したいと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

それで、既にセブン-イレブンで設置がされているわけで、この設置における実績等というのは、ある程度出てきているんですか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 昨年の10月にセブン-イレブンにAEDを導入しました。5カ月ほどたちますが、電気ショックをかけた事例はまだございません。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そこが気になったんですけども、結局、今コンビニさんを見ていると、これを設置するときも問題になりましたけれども、かなり外国の方がレジに立って働いている光景が多くて、正直言いまして、彼らがどこまで理解をされて、そもそも設置しているものと、あと、それを使えるという意味で、彼らがどこまで、もちろん日本人の方も含めてですけども、いわゆる使えるのか、講習を受けているのか。その講習実績がどのぐらいで、かつ実際のそういった方も、今言ったような方も受けているのかどうか、そこについてもお伺いします。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

AEDを有効に活用するには、店舗の従業員がAEDの使用について習熟をしていなければならないと認識しております。このため、有事の際には適切にAEDができるように、従業員に対して救命講習を十分に行う必要があるとも認識しております。

昨年、セブンイレブンでは、60店舗の方の従業員に参加していただき、講習会を24回開催して、112名の方に受講していただきました。今後もこういった救命の講習の場を設けて、従業員の使用について習熟度を増していきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 おっしゃるとおりだと思うんです。ただ、そこがまさに気になる点で、講習には恐らく店長さんですとかオーナーさんとか、あとはそれに付随するような方は来ているとは思いますが、実際の現場で立つ方は、さっき言った外国人の方とか、こういった方も来ていらっしゃるんですか、講習会には。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

昨年のセブンイレブンの実績では、店舗によって多少、講習のばらつきの人数はありましたが、それぞれの店舗で来ていただきました。ただ、外国人の方につきましては、参加のほうは実績としてはございませんでした。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですよ。恐らくそうかなと。

ただ、実際現場は、今、これから多分、課長も御存じだと、もっと外国の方のほうが進んでいくということが予想されますので、そこを意識した講習をやらないと、まさにつけることがゴールになってしまうんじゃないかというのを非常に懸念しております。私ども議会も、御存じのとおり実はAEDの研修を受けさせていただいて、受けると資格とかもらえるんですよ。多分ここでも何人かもらった方がいるかと。そういったものも一緒に出していらっしゃるんですか、こういった研修においては。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの質問についてお答えします。

普通救命講習の3時間の講習を受けますと、修了証という形でお出しはしております。確か、議会の方々を対象に行ったときも3時間講習で修了証を出しているかと思えます。

コンビニの講習につきましては、現実問題として、なかなか3時間を拘束することが難しい部分がございます。したがって、1時間ではございますが、AEDを繰り返し使っていただくと、なれていただくということで講習をしてまいりました。したがって、修了証のほうにつきましては、お出しはしていない状況でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 これは消防がどこまで言えるかというんですけれども、もうあれですよ。できれば義務づけぐらいの勢いでそこら辺もやらないと、本当に、これだけの予算をかけてつけて、もちろん、事が起こらないことが一番ですけれども、やっぱり起こったときにどこまで使えるのかというのが、このAEDの大切な部分ですので、そこは、とりあえず、まずは設置目標を達成した暁には、やはりそういった資格義務も設けても、各コンビニさんにそれは依頼してもいいんじゃないかと思えますので、そこはぜひ今後も、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。今の、24回やって、百十何人講習を受けたと、これはセブン-イレブンの人だけ。一般の講習じゃないの。要は、114カ所に今度なるわけだよね。さらにファミマもローソンも全部やるよと、そう決めたからそうやるということじゃなくて、やっぱり仕事だから、今現実どうなっているのかというのを見きわめながら、途中、方向転換とか、そういうことも必要だと思いますよ。

現実の問題というもの、セブン-イレブンが24時間やめますよと。やめますよというか実証実験ですよということなんだけれども、そういう状況の中で、果たしてこれからコンビニに預けることが万能なのかどうかということも、一度立ち直ってみるべき時期に来ているんじゃないか。

その最大の読みも、今、木本委員がおっしゃったように、やっぱり言葉がどうしても通じない、商品を聞いてもわからない。夜、私もちょっと必要なものがあって、夜10時、11時に買いに行くと、商品を聞くとしてもわからない人が多いですよ。それが悪いということじゃなくて、それはもう日本に来て、日本の言葉を知らないのにあの仕事をやって、一生懸命収入を得て日本で生活しようとする、その気持ちはよく理解できる。ただ、人の命を預かる機器を、そういったところに本当に預けたほうがいいのか、それとも、もう少し考えるべき状況があるのかどうか。この辺は、110カ所についているんですから、だから、もうそろそろやっぱり考えて、当初、コンビニ全部につけるよということだったんだけど、コンビニの使用状況、利用状況、それからコンビニの、逆に言うとAEDを活用するための環境、こういうことが、果たして今のコンビニにあるかどうかというようなことを、やっぱり、しっかりもう一回検証するべき時期に来ているのではないかというふうに私は思います。

だから、当初決めたから、もう市内、何百カ所ぐらいこれつけている、だから安心なんだと、こういうような考え方をするのは楽なんだけれども、そこが間違ってしまったら、予算の無駄遣いですよと、こういうことになってしまうので、ぜひ今の、今度54カ所にAEDを入れるわけだけれども、この講習体系を本当にどうしていくのか。現実のところ、何回かやって百十何人しか来ていないということは、2人しか来ていないんだよ、大体が。そうすると、コンビニは大体3交代、多いところは4交代ぐらいしているんだよ。そうすると、AEDが全然わからない人がたくさんいる、そういうコンビニばかりなんだよ。逆に言うと、どこに置いてあるんだかわからない人もいるわけ。

だから、そういうふうなところで、課長がどんなふうにお考えになっているかわからないけれども、私はそのように思うんですが、現状分析はどのようにされておりますか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

委員御指摘のように、コンビニも24時間から時間を短縮したり、外国人のアルバイトの方が多数を占めるような状況となってきております。したがって、コンビニにAEDを置き、有効に活用できるかというのが、確かに疑問に感じているところでございます。

したがって、そういった状況、様子を踏まえながら、今後のあり方については現状を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

○袴塚委員 課長，俺の質問に合わせなくていいから。

さっきは課長さんは，今後もファミリーマートやローソン等に導入していきますよと言ったんだよ。今の答弁は，さっきのはまずかったから違うんですよという答弁になっちゃったので，そこはやっぱりちょっと，今日はいいいから，もう内部で，よくこのAEDの取り扱い，AEDの設置状況について消防長を中心に，次長でもいい，誰でもいいから中心にもう一回ちょっと検討して，私は今のような意見がありますよと，こういうことを申し上げたので，そこは私に言われて，私に合わせなくちゃならないという委員会ではありませんから，消防は消防の考え方でおやりになっていただきたいし，ただ，そういうことも御考慮いただくような時期に来ているのではないですかという問題提起だけさせていただきます。

答弁いいです。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ありませんか。

それでは，暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時50分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き，委員会を再開いたします。

次に，第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方，発言を願います。

田中委員。

○田中委員 よろしくをお願いします。

201ページの教育委員会の指導研究経費において，部活動指導員を含む報酬があるかと思うんですけれども，本会議でも質問されていた方もいらっしゃいまして，来年度増員をするという方針でいらっしゃると思うんです。

それにかかわって，何といても昨年の7月に教育委員会として，運動部活動の活動方針の策定もなされました。教職員の働き方改革の一環でもあって，長時間労働を是正するという一つの方向としての部活動指導員の導入だったと思うんですが，まず，新たな活動方針を定められてから半年以上過ぎていますが，その成果としてどのような状況なのか，また，その働き方も改善に大分前進したのかどうかということについての評価とあわせて，来年度，部活動指導員をどれだけふやして，どういった配置をお考えなのか，長時間労働の是正に向けた方策も含めてお答えをいただきたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部活動指導員につきましては，昨年度6月の補正予算で認めていただきまして活動を開始いたしました。顧問教師のかわりに，部活動の練習計画の作成を含めまして専門的な指導や大会の引率などを行っていただいております。

2月末現在ですけれども，合計で約500時間の指導が行われております。それによりまして，専門的技術の向上や教員の負担軽減を図ることができたと考えております。

また、昨年度、今年度と、この2カ年にわたる実践を検証いたしまして、部活動指導員制度が部活動の質的向上、それに非常に効果があると考えられることから、各学校の要望を踏まえまして県との協議を行い、来年度は今年の5名から8名へと増員することとしまして、現在、指導員さんの確保に向けて検討を進めているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 具体的に、その500時間の指導の実績が、もちろんごく一部なので、全体にどうかという評価は難しいかもしれませんが、先生たちの時間外労働の削減に結びついているというふうに見られるのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部活動指導員につきましては、顧問なしで単独での指導を行うということが原則でございますので、当然この500時間という時間につきましては、その顧問教諭の軽減が図られていると考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね。事前に詳しくお聞きすると言っていないのであれですが、平成28年8月、ちょっと古い調査では、水戸市で全教員の3割、360人ぐらいが80時間以上働いていらっしゃる。100時間以上も、うち190人くらいいらっしゃるという、私の手元にはそういうデータがあるんですけども、それが改善をしたという目に見える形というのはあるのかということを開きたいんですが、もしわかればいいんですが、難しいですか。

○高倉委員長 鎮目学校管理課長。

○鎮目学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

部活動指導員の成果ということと直結するかどうかわかりませんが、さまざまな施策、あるいは学校の意識改革も含めて、直近でいきますと本年1月、中学校の教員の80時間以上の勤務につきましては、前年度22%、それが本年度は10.4%ということで、半分以上減っているという数値からも、さまざまな部分で意識改革も含めて進行していると考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね。ちょっと質問の趣旨がずれていたと私も思います。

全体の運動部活動方針の策定や、いろんな業務軽減や、いろんな取り組みを通じてでなければ、これはできないと思うので、その成果については努力されていることは大変いいことだと思いますし、次年度もそのようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、次の質問ですが、学校施設のトイレの洋式化の予算が205ページだと思いますが、こちらは小学校で、中学校も出ていると思うんですが、当初予算の概要にもそのことが出ておりました。

トイレについては、2億2,520万円が予算化されていますが、大規模改造が千波小と五軒小、それから便器洋式化が小学校4校、中学校3校という位置づけなんですけれども、恐らく、大規模というのはトイレ全体をリニューアルするんだと思うんですが、便器を洋式化するというのは、和式の洋式化なんだろうと

と思いますが、要するに選定をする何か基準というのがあるのでしょうか。

といいますのは、トイレは使い勝手としての洋式化というのはもちろん必要だと思うんですけども、においだったり、全体の老朽化だったり、衛生的な面でやはり全体リニューアルを希望するところのほうが、恐らく多かるうという想像はされるんですけども、この考え方はどういうふうになっているのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

トイレの洋式化に当たりましては、大規模改造工事といわれますものに関しましては、委員御指摘のとおり、大規模なりリニューアルということで、トイレ全体を直すというものでございます。こちらに関しましては、長寿命化改良事業までの期間がある程度ございまして、その中でもトイレの部分の設備的な老朽が激しい学校に関しましては、大規模改造という形での工事を進めてまいります。

それ以外の学校に関しましては、先ほど、委員御指摘のとおり、和式便器を洋式化するというものを進めてまいります。そちらの順番に関しましては、トイレの状況——和式便器を単なる洋式化することが簡単にできるもの、もしくはトイレのブースといわれます、トイレの周りまで直さなくてはならないもの等、学校によりさまざまな状況にございます。そのような学校の状況を確認しながら工事を行う順番関係を決めていくつもりでございます。

よろしく願いいたします。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 予算で出ている学校数、小学校4校、中学校3校というのは、これから選定という意味ですね。わかりました。

教室とトイレの配置関係において、やはりかなり厳しいといえますか、そういう環境のクラスも中にはあるのではないかなと思いますので、ぜひ学校の要望や現場をよく見られて、速やかにこれができるような選定作業をスピーディーにやっていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

それから、給食関係ですけども、給食室にエアコンをつけるというのが、小学校6校、420万円という予算が組まれておりますが、これについては何か年次的に、小学校はたくさんあるわけですけども、既についてある学校があるのか、具体的に学校も決まっているのかというあたりをお聞きしたいということと、あわせて、調理業務の民間委託については、毎度、安上がりな委託についてはすべきではないのではないかなという意見を申し上げてきたんですが、今年度は見川小1校でしたけれども、来年度は3校ということですが、これは例年のこれまでの委託の状況から見ても多いと思いますけれども、その理由はということなのかということをお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○高倉委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、給食室の空調機の設置整備についてですが、単独調理校が小学校で29校ありまして、現在、空調機がついているのが2校で、平成31年度に長寿命化工事に合わせて設置される1校がありまして、残り

26校について、今年度6校について実施設計の予算がついております。

今後につきましては、年次的に6校ずつ、早急にエアコンのほうを設置していく予定でございます。最初の6校につきましては、現在、建築課や学校施設課など、関係各課と協議をして、今後、実施校については決定していく予定でございます。

それから、今年3校、民間委託の学校がふえまして、31年度は10校、民間委託に予定しております。3校という多い理由についてですが、今年度退職する調理員の退職の人数に合わせまして、あとは各学校の配置基準等を照らし合わせまして3校と決定いたしました。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

教育費としては最後で、219ページに、少年自然の家費がございます。

予算の概要でも、天体観望会充実事業ということで、可搬型プラネタリウムの導入というのがあります。

これは460万円ですから、そこそこの予算だなと思っていたんですが、どういったものなのか。活用方策といいますか、少年自然の家で使うという意味なのか、あるいは出張して、何か小学校とかいろんところで活用できるものなのか。また、どういった仕様なのか、あわせてお聞かせいただきたいです。

そういう積極的に使えるものであれば活用してはどうかということも思うわけですが、お聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

今年度、備品購入費としまして、プラネタリウム投影機とエアドーム一式の購入計画をしております。

主な概要でございますが、エアドーム直径7メートル程度でございます。高さが5メートル程度でございます。この7メートルの直径による大きさをもって、そこに投影機でプラネタリウムを見ていただくというような備品でございます。

この備品購入計画につきましては、少年自然の家におきまして、月2回の観望会、あるいは学校や市民センター等で移動天文車を活用した天体観測会を開催しておりますが、雨天や曇りの天気等で天体を観測できないことも多いわけでございます。その際、画像等を使いながら、星座や宇宙に関するミニ講演会等がこの備品購入をもとに実施できますれば、さらに幅広い授業が展開できるのではないかとというようなことございます。

以上でございます。

○田中委員 わかりました。いいです。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。まず、ヒカリモ、210万円で生息地調査となっているんですけども、これは何か一向に進捗しないんですけども、どういうふうになっているのでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

現在、ヒカリモにつきましては、水戸第二高等学校の生物関係の皆様と一緒に水質調査などを実施しているところでございます。今後、引き続き水質調査や培養等に向けた調査研究を実施してまいります。

また、ヒカリモにつきましては、富津市など生息地の皆様との事務担当者会議を新たに開催してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今回の事業、前は水戸二高の実証実験とか何かというのが入ったんだけど、今回はそれはもう終わったの。今言わなかったけれども、それは終わっているのかどうかというのが1つある。

成果がどうなっているのかというのが1つあって、問題は210万円という予算で、これで何ができるのというふうに思っているんだけど、やっぱりやるならばしっかりやらないと、現実の問題として、ほかではもう光が消えちゃったのが光ようになって復活したり、これの気象条件——光と湿度と水質だけだと思うんですよ。今の科学で、そんな3年も5年もかかって、これが満足に成果が上がらないなんていうのは、ちょっと考えられないんだけどさ。どうなんですか、その辺は。

というのは、やっぱりヒカリモというのは、自然界の中にあってはすばらしい資源であり財産だと思うんですよ、水戸の。これをやっぱり観光資源の一つとして培養して、そういう施設の中で常時見られることによって観光が云々という答弁も、これまで何度かあったよね。その辺がどうも、もう何か消えちゃって、今話が出るのは二の丸角櫓と、それしかないんだよ。

そうじゃなくて、やっぱり2面性、3面性を持って、そういうのをやっていくということが大事だと思うんですけど、このヒカリモの210万円の使い方というのはどんなふうな状況なんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

新年度は、前年度の倍となる200万円を超える予算を新たにつけさせていただきました。新年度につきましては、引き続き培養等に向けた調査研究を行うということで、より専門機関のほうに当たりまして調査研究をやっていきたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ヒカリモは最後にします。

この210万円で最終的にどこまで行けるんですか。

この210万円を予算、今回とりました。前回よりもふやしましたと答弁いただきました。最終的に、来年度のこの210万円を使ってどこまで行こうとしているんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

成果としてどこまで出せるかはやってみないとわかりませんが、調査研究を続けまして実態を明らかにしていきたいと考えています。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっきもちょっと言ったけれども、自分のポケットマネーでそんなに好き勝手にまぜたり何だ

りしているんならいいけれども、市の予算なんですよ、市の予算。

市の予算を使うということは、やっぱりある程度の成果を上げるという、少なくとも、そういうことがなければだめよ。最終的にこの210万円を使うことによってどこまで、例えば、ヒカリモの培養の一步手前まで行くんだとか、来年度を積み重ねることによって来年は光りますよとか、やっぱりそういう目標がないと。

何か100万円になってみたり、210万円になってみたり、何だかわからないけれども、水をまぜたり、何かやっているぐらいしかやっていないのかななんて思っちゃうんだよね。これ、役務費とか何かもあるわけだから。

そうすると、その辺の目標をしっかりと立ててやっていただきたいというふうに思います。

それから、ごめんなさい。給食なんだけれども。

給食は、原材料費が、やっぱり今度消費税が10%に上がる。そして今、要するに子どもたちの栄養源というのは、いわゆるカロリーベースでは十分足りているけれども、なかなかその栄養価、実効性からいくと、ちょっときつくなっちゃっていますよ。給食費の値上げをどうするんですかというようなことを、今まで随分やってきたと思うんですね。

これが無償化になれば問題ないんだけど、今のところ公会計の中でいただいているという状況になったときに、今年度の10月の消費税導入とともに、この給食の栄養面の改善、こういったものをどんなふうに考えておられるのか、考えがあればですよ。

なぜこれを聞くかという、今なかなか、うちの中できちんとした食事をとるという生活習慣が、非常に厳しい御家庭もあるわけですよ。朝も食べてこない、お昼の給食が何よりのごちそうだと、こういった方もおいでになるわけですね。そういう子どもたちを、いかに食の満足感を与えるような給食を出せるかというのも、この給食の一つの力だと思うんですね。

フードロスとか何かいろんなことを言われていて、まちの中には子どもを集めて食事を食べさせるような、そういうところもありますよ、現実には。でも、やっぱり給食という状況の中では、しっかりとそういう役割を担っていくということも一つだと思うんですが、これについては何かお考えがおありなのか、消費税10%を控えた中で、ただ単に消費税分の上乗せをして給食費を考えていこうとしているとか、10月までにはそういったところも含めて検討していくんだと、こういうふうなお考えが一部あるのかどうか。

大体、答弁のパターン、3つぐらいお話ししましたけれども、その中でお選びいただきたい。

○高倉委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 袴塚委員の質問にお答えいたします。

給食費のほうは、少ない予算の中で栄養価も充実したものを、栄養士のほうが細心の注意を払って献立を立てておりますが、その中でも、やはりもう少し予算が欲しいとかいった意見もあります。

その中で、あとは今、地場農産物の活用につまましてということで、農業技術センターのほうに水戸市産の地場農産物を活用した取り組みとして予算がついておりまして、その中で子どもたちへの地産地消、食育にもつながることから、産業経済部とも連携をしながら、給食のほうに来年度も引き続き取り入れていきたいと思っております。

給食費の徴収額につきましては、栄養士の方が集まっている学校給食会等の意見を踏まえるとともに、これまでの物価上昇の推移の経済状況、あと、10月の消費税値上げに伴う物価の影響などに注視しまして、適正な金額を検討してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 給食費については、値上げすることだけが能ではないというふうに僕も十分わかっています。

今、地産地消という中で、地元の農産物を活用しますよと、この中にはA級品もあればB級品もあるわけですよ。最近、6次農業化ということでB級品を商品化、加工して、そして、できるだけ生産コストを低めようと、こういう努力もしているわけけれども、やっぱり学校給食なんかも、地場産品を扱いながら、曲がったキュウリとか、太くなっちゃった大根とか、要するに正規の販路に乗らない、そういったものを活用するとかという努力もしていくと、コストはかなり下がるというふうに思うんですよ。

そういうことも努力をしながら、いただくものはきちんといただいて、そして、栄養価の高い食材を提供していただいて、やはり子どもたちの健康を守ると、こういうような姿勢でぜひ努力をしていただきたい。

値上げできるか、できないか。値上げすることがいいということじゃないですけども、いずれにしても消費税はもうぎりぎりですから、転嫁しなくちゃ恐らくできないと思うんですよ。消費税の吸収は今の給食費の中ではなかなか難しいと思うんです。そうすると、このチャンスに栄養も含めた部分でどう給食のことを考えていくのかという基本的な考え方を、しっかりと栄養士さんを中心にまとめていただいて、そして、子どもたちの健康を守っていただきたいと、意見だけ申し上げておきますので、よろしくをお願いします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 すみません。終わると言ったのに、1つちょっと抜かしてしまいました。

図書館なんですけれども、学校図書館支援事業について、この当初予算の概要にも支援員さんを増員するというのが出ていました。

学校図書館の本の整理やデータの一括管理の途上だと思うんですが、来年度中の到達見込みと増員による効果という点で、どのような構想をお持ちかということをお聞きしたいと思います。

私も図書館協議会の委員でもあって、こういうさまざまな図書館団体、読み聞かせの会の方々からの要望も出ておりましたけれども、司書の配置に向けた積極的な展開を希望する声が多くありましたので、その点、計画をお聞きしたいと思います。

それから、あわせてお子さんに本を渡すブックスタートという事業について、保健センターの健診に合わせてやっているけれども、その数が減っているというようなお話があったように記憶しておりますけれども、その状況と、何か改善策を、新年度お持ちであれば、あわせてお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 松本中央図書館長。

○松本中央図書館長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

学校図書館の支援員につきましては、平成31年度、支援員を2名増員し、9名体制とすることで、週1回程度の巡回を行うこともあります。また、現在、蔵書のデータベース化が中心になっているところでございますが、そのほかにも子どもたちの読書活動推進に向け、さらなる充実を図っていきたいと思っております。

ます。

ブックスタートの件につきましては、保健センターでの、以前、6カ月児の集団健診というところでの配付が主でしたが、育児相談という中での配付になって、希望者ということで若干今までよりも配付数が下がっているところではありますが、こちらにつきましては、現在、内部のほうで検討してまいりまして、配布方法や配布時期、集団の育児相談だけに頼らない形での方法というのを、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかに。

小泉委員。

○小泉委員 すみません。

教育に関しては、新しい事業がめじろ押しなんですけれども、全部やったら切りがないので、まず、グローバルプランの推進とキャリアプランの推進について、中身ちょっと、主要どころを教えていただければと思います。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

グローバルプランにつきましては、予算の概要のところに出ております、チャレンジプラン、グローバルプラン、キャリアプラン、ふれあいプランというところで新規ということになっております。

こちらにつきましては、これまで、まごころプラン、さきがけプラン、ふれあいプランというプランがありました。そちらのほうのプランの見直しということで組みかえたものでございます。

内容といたしましては、グローバルプランは、こちら資料にございますように、水戸市の特色でもある英会話教育、それからICT教育、次世代エキスパート育成事業というものが主な内容となっております。

もう一つはキャリアプランでしたか。キャリアプランにつきましては、やはり資料にありますように、郷土教育、それから、芸術館と連携した芸術教育、そして、船中泊を伴う自然教室、職業体験という、こちらの事業が内容となっております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません。

概要の内容は、その部分はわかるんですけども、例えば、グローバルプランに関しては、学校の先生がこちらを展開していくというところですか。民間のところで活力をいただくとかそういうのではなくて、学校の先生がこの事業をやっていくと。

○高倉委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

いずれのプランにつきましても、全て水戸市として推進していくものでございます。民間ではなくて、水戸市の事業として展開していくものでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ICTを活用した情報教育の推進というのも、要は名前ばかりじゃなくてタブレットが導入されたから、全てICT関連教育が革新的に進んでいるのかというわけではないと思うんですよね。その内容が非常に重要であって、それはもう先端のところというのは物すごく、本当のエキスパートの教育等々もやっていると思うので、そういったところはぜひ先進事例も参考にしながら、本当に水戸に全国から視察に来るぐらい先進的な取り組みをやっていただかないと、ここで予算計上して新しい事業をやりますと言っても絵に描いた餅になっちゃうと思うので、そこに関してはぜひ、我々としても大いに期待をしたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

キャリアプランに関しても同様でございますので、今までの事業の継承というところも多いとは思いますが、ぜひ特色を生かして、やっぱり本当に中身ですぐれていると、また、教育を受けた子どもたちが、すぐには成果が出るものと出ないものがあると思いますけれども、これらの事業を本当に契機に、呼び水に、優良、優秀な人材が育成されることを期待したいと思っておりますので。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、議案第26号については、若干質疑を残しておりますが、先に進めさせていただきたいと思っております。

次に、議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 来年度の国民健康保険会計についてであります。

これについては、税率改定はされず据え置くということになって、値上げしないということはほっとしているというか、よかったなと思っておりますが、県に対する納付金が平成30年度と比べ大分減るということだと思っておりますけれども、前年度と来年度の差はどれぐらいなのか。また、それに伴うといいますか、全体の会計の推移からして、繰越金が一定余裕があるのではないかというふうに思うんですけれども、その状況についてもお聞きしたい。

いわゆる法定外繰り入れ、一般会計繰り入れについては、それを努力すれば引き下げも可能ではないかという主張を、私ども繰り返してきましたが、法定外繰り入れについては、次年度どういう予定なのか、ないのか、あわせてお聞きしたいと思っております。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

県から示されました、本市の平成31年度の国保事業費納付金につきましては、73億4,654万7,768円でございます。前年度と比べて約7億4,400万円の減となっております。

30年度、今年度の繰り越しの見込みということでございますけれども、2月の時点で私どものほうで試

算したところによりますと、今年度の見込みといたしましては、二億数千万円の繰り越しが発生するのではないかなというふうに見てございます。また、31年度の法定外繰り入れにつきましては、前年度、30年度と比べまして、約1億円の減となる見込みでございまして、金額といたしましては、31年度は1億1,800万円程度を見込んでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 これはいろいろ議論が尽くされているので余り繰り返しはしませんけれども、従来、県単位化に伴って6億円程度入れなければ値上げが避けられないので入れるというような計画があったというふうな、私は認識なんです。そういう点でいくと、会計が好転をして、今、法定外は1億1,800万円ということですが、基本的な引き下げのための法定外繰り入れというのは現実になくて、繰越金も一定出るといふことであれば、やはり国保税が現実が高いという認識からすると、一定、その繰り入れを行った形での引き下げを検討すべき時期にあるのではないかなというふうな、改めて思うところなんですけれども、市の考え方を最後お聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 平成31年度の国保税につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県への納付金が7億4,400万円ほど減額になってございます。

しかしながら一方で、被保険者数が減少していることに伴います国保税の収納額自体も減少する見込みでございまして。このことから、平成31年度につきましても国保財政の状況は厳しいものと見込んでございます。

また、2020年度からは、過年度分の国庫支出金等の精算金等が、国保事業費納付金に算入されることとなることから、一定の財源確保を将来に向けてする必要があると考えてございます。

さらに、水戸市の国民健康保険運営協議会におきましては、高度医療や高額医薬品の普及拡大、あるいは流行病などによる保険給付金の増大に備える必要があるとの意見もいただいております。

また、国保制度改革はまだ1年目の状況でございまして、今後の県の国保財政の運営状況や、本市の国保事業の推移を見きわめる必要があるとの意見もいただいているところでございます。そのため、これらを踏まえまして、2019年度の国保税率については、長期的な視点に立ちまして据え置きとしたところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算について質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 介護保険については、平成30年度から要支援1・2の方のサービスが介護保険から総合事業に移ったと思います。

それで、まもなく1年終わるんですけども、その結果としてどういう評価をされているのか。私どもは、いわゆる介護保険外しじゃないかと、サービスが低下しないかという懸念を申し上げながら意見を言ってきたんですけども、現状、どういうふうな評価をされているのかということでもあります。

あと、新年度の予算概要には、住民主体の生活支援サービス活動補助としての予算が組まれているわけですが、その中身はどういったものなのか。NPOの補助対象がふえるような状況にあるのか、あるいは同じような状況なのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

介護保険会計でございますけれども、地域支援事業に関しましては高齢福祉課の所管になりますので、私のほうで答えさせていただきたいと思います。

平成29年度に総合事業に移行期間がございまして、30年度から総合事業の展開を始めたところでございます。もともとの介護の関係に関しましては、会計が総合事業に移ったというだけで、中身に関しては何ら変更はないと感じております。

また、総合事業になりましたことで、地域支援事業ということでいろいろ多様な事業を展開するようになりまして、新年度予算のほうに入っています生活支援サービスの補助、こちらのほうも総合事業の地域支援事業の中の事業として展開してございます。こちらの事業は30年度から始まったものでございまして、ボランティア団体が担い手となりまして、高齢者のお宅のほうにいろいろなサービスを実施するという事業でございます。当初、3団体がその担い手の団体として手を挙げてくださいましたけれども、今実際に活動しているのは2団体になってございます。30年10月から活動を開始いたしまして、現在のところ、延べ50回ほどサービスを展開しております。

内容といたしましては、ごみを出す作業ですとか、清掃作業ですとか、窓掃除ですとか、そういう作業にはなっておりますけれども、今までの専門の方がやるヘルパーさんの仕事とは違いまして、1時間という時間の中で、例えば最初をお願いした仕事が家のお部屋のお掃除だった。1時間以内に終わってしまって時間が余ってしまったよといったときには、融通をきかせて、かわりに、ついでに電球も取りかえてあげましょうとか、そういった融通がきくような事業になっていますので、利用者様から見ては使い勝手のいいサービスになっているかと思っております。

まだ50回ほどの提供ではございますけれども、それは担い手となりました団体さんが活動を開始したばかりだということで、本格的な活動をするまでに少し猶予期間が欲しいということで、また、水戸市内の事業者さんには大々的な宣伝をしておりませんで、今は8カ所の高齢者支援センターがつなぎ役となっているだけでございます。ですが、新年度からは水戸市内の事業者のほうにも、そういう担い手さんの活動があるよということを周知させていただきまして、その事業のほう、さらに大きく展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

○田中委員 いいです。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第34号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算について質疑のある方は、発言を願います。

綿引副委員長。

○綿引副委員長 すみません。1点だけ。

昨日の議案説明のときに、議案書だと②の435ページ、436ページですけれども、前年度比で歳入歳出で約2割の減になっているんですが、まず、減った要因を教えてくださいのと、昨日の説明で私が記憶している限りでは、ケアプランの作成とか、利用者がふえたというふうな説明を受けた記憶があるんですが、今一度説明をお願いして、あと減った分の理由の説明をお願いします。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの事業に関しては、減少している事業でございます。

といいますのは、もともと要支援1・2のケアプラン作成のほうは、こちらの会計のほうで実施していたんですけれども、総合事業ができました結果、要支援1・2の中でサービス会計のほうに残ったケアプランというのが、専門職さん——訪問看護ですとか、あとは通所、リハビリといった専門職さんのサービスが入る、そういったサービスに関してのケアプラン作成が介護サービス事業のほうに残りまして、ほかのものが、こちらの地域支援事業のほうに移りました。移ったほうがちょっと件数が多かったということで、結果、サービス事業会計のほうが増減したということになってございます。

以上でございます。

○綿引副委員長 わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第35号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算について質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 1点だけお伺いします。

軽減制度の変更があると思うんですね。保険料について、7割の軽減をもとに戻すということだったでしょうか。具体的に、次年度計画があると思うんですが、その内容を、どういった方が対象かということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 後期高齢者医療の保険料のうち、均等割についての軽減特例の見直しについての御質問かと思えます。

軽減特例につきましては、世帯の所得金額が低い方につきまして、その所得金額に応じまして、2割、5割、7割の軽減割合が適用されることとなっております。ただし、現在は7割軽減につきましては暫定的な措置といたしまして、国の予算措置により、所得金額に応じまして8.5割、または9割軽減と、軽減割合を上乗せして実施されてきているところでございます。

この軽減特例措置につきまして、世代間の負担の公平性を図る観点から見直しがされる見込みでございます。

実施時期につきましては、消費税率の引き上げによる財源の確保を活用した社会保障の充実策といたしまして、介護保険料の軽減強化及び年金生活者支援給付金の支給開始に合わせまして、平成31年10月からの見込みとなっております。

見直しの具体的な内容といたしましては、現行の9割軽減につきましては平成31年10月以降、2割の上乗せ軽減が廃止され、本則の7割となる見込みでございます。31年度通年でならした場合は軽減割合は8割軽減となる見込みでございます。次年度以降の2020年度以降は7割軽減となります。また、現行8.5割軽減につきましては2020年9月までは国庫補助等によりまして、現行の8.5割軽減を継続することとなっております。2020年10月からは本則の7割軽減となりますので、2020年度は通年で償らしますと7.75割軽減となる見込みでございます。その後の2021年度以降は7割軽減になるという内容の見直しでございます。

以上でございます。

○田中委員 いいです。大丈夫です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第36号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について質疑のある方、発言を願います。
田中委員。

○田中委員 埋蔵文化財が見つかったというのはそのとおりなので必要なんだろうと思うんですが、避雷針というのが追加されていますけれども、その追加というのは当初より必要だったんじゃないかという素朴な疑問と、それから、樹木の伐採というのが入っていますが、これは直接、復元工事の区域とは違うような気もしますが、必要だからやるんでしょうけれども、その理由等についてお聞かせいただきたいんですけども。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、避雷針の件でございますが、今回の大手門につきましては高さ13.3メートルということで、建築基準法では避雷針が必要でない建物となっております。ところが、平成29年7月に犬山城のしゃちほこに雷が落ちまして、しゃちほこが破損してしまったという事故がございましたので、そういうことがないように設計変更をしまして避雷針を設置することとしたものでございます。

次に、樹木の伐採でございますが、こちらにつきましては、強風による樹木の枝葉の落下によりまして、

通行者からの苦情が相次ぎまして、工事の継続になかなか困難ということになりかねないということになりましたので、協議しまして、樹木を伐採して、苦情をシャットアウトしたものでございます。

○田中委員 後段の説明は以外だったので、ちょっとびっくりしたんですけども、要するに、施設完成後の景観とか見た目の話じゃなくて、工事を執行するための対応という意味なんですね。そういうことなんですね。そういうことでいいですか。

○白石歴史文化財課長 はい。

○田中委員 枯葉の問題であれば、別に門をつくろうがつくるまいがあるんじゃないかと思ったんですけども、ちょっともう一度だけ説明してください。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 大手門を整備するに際しまして、土地を購入して水戸市のものとなったという事情もでございます。

それに伴いまして、今までは言われていなかった苦情が明らかになりまして、水戸市のほうにしばしば苦情が寄せられまして、また、枝葉が落下しまして通行者に当たるといった危険を回避するためにも、そういうことを実施いたしましたようであります。

○田中委員 いいです。わかりました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと僕も疑問点があるんですけども、この変更理由である、大きく2点だと思うんですけども、その予算内訳を教えてくださいんですけども。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

まず、工事の直工費の金額で申し上げます。樹木の伐採につきましては317万円でございます。遺構の試掘の金額が607万円でございます。また、仮設通路の階段の仕様変更並びに仮設がえで、こちらが271万円でございます。さらに、避雷針につきましては122万円でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

苦情のお話だったり何だり、今の田中委員の質問からの答弁でわかったところもあるんですけども、ちょっと、ややもすると、犬山城の話がありましたけれども、何か事前に追加ありきだったんじゃないのと思われるような形でも思うので、やっぱりその辺は事前に、その建物を建てて避雷針が必要かどうかとか、きちんと設計段階からそれはもう判断もできたんじゃないかなというのが、ちょっと指摘を1点させていただきたいと思いますので、その際の例で言うと、私の地元の台渡里のほうにも、神社仏閣が落雷によっていまだに仮設で、それが官衙遺跡が進まない一つの要因だったりというのがありますけれども、そういったのを考えれば、ある程度復元工事にしても、これからの、例えば建築物に関して避雷針というのはセットのような気もするので、その辺は今後こういったことがないようにお願いできればと思いますのでよろしく願いします。

○高倉委員長 ほかにございますか。

ないですか。

ないようですので、議案第40号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第41号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方についてでございますが、議案第26号と同様、款ごとに分けて質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「一括でいいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 一括でよろしいですか。

〔「一括でいいよ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、一括で質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第43号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時48分 再開

○高倉委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案第26号についての質疑を残しておりますが、本日のところはこれで閉会をさせていただきます、18日、月曜日の委員会において、質疑を再開させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時48分 散会